

第1 一般事務処理関係について

1 労働保険事務組合に関する処理について

(1) 徴収・納付状況報告書

事務組合は、母体団体の総会等の議決機関において労働保険料、追徴金、延滞金及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）の徴収・納付状況を報告するとともに、委託事業主に通知します。

ア 提出書類

(ア) 徴収・納付状況報告書

1部提出してください。なお、労働局のホームページに様式がありますので、ご利用ください。（HP内で「労働保険事務組合 各種様式」と検索してください）

(イ) 総会等の議案書及び議事録

イ 提出先

所掌3の労働保険番号を持っている場合は事務組合の所在地を管轄する安定所、所掌3の労働保険番号を持っていない場合は事務組合の所在地を管轄する監督署。

(労働局に直接提出も可能です)

ウ 提出期限

総会等の議決後すみやかに

(2) 労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届

「労働保険事務組合認可申請書」の記載事項（⑥～⑩欄を除く）及びその添付書類（定款、事務処理規約等）に変更があったときは届出が必要です。

ア 提出書類

(ア) 労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届

労働局のホームページに様式がありますのでご利用ください。

（HP内で「労働保険事務組合 各種様式」と検索してください）

(イ) 変更がわかる確認書類（写し可）

(ウ) 労働局から提出指示のあった書類

イ 提出先

所掌3の労働保険番号を持っている場合は事務組合の所在地を管轄する安定所、所掌3の労働保険番号を持っていない場合は事務組合の所在地を管轄する監督署。

ウ 提出期限

変更のあった日の翌日から起算して**14日以内**

2 委託事業主の範囲

事務組合が労働保険事務処理の委託を受けることのできる事業主は、使用する労働者数（個々の事業場ごとではなく企業全体の人数）が以下の規模以下である必要があります。

金融業、保険業、不動産業又は小売業	常時50人以下
卸売業又はサービス業 ※清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業は除く	常時100人以下
その他の業種	常時300人以下

3 委託手続

中小企業の事業主が、労働保険事務組合に事務を委託しようとするときは、所定の事項を記載した組様式第1号「労働保険事務等委託書」（以下、委託書とする）を委託しようとする労働保険事務組合に提出し、労働保険事務組合の承認を要します。

また、同時期に複数の末尾を委託する際は、1枚の委託書にまとめることは可能ですが、異なる時期に別の末尾を委託する際は、別途、委託書を作成する必要があります。

4 労働保険適用のしくみ

労働保険は、労働者（パートタイマー、アルバイトを含む）を1人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わずに適用され、その事業が開始された日又は適用事業に該当するに至った日に、事業主の意思にかかわらず法律上当然に保険関係が成立することになります。これを**適用事業**といいます。

ただし、農林水産業の一部の事業は、当分の間、適用事業としないとされています。これを**暫定任意適用事業**といいます。

暫定任意適用事業とは、労働保険に加入するかどうかを、事業主の意思又は当該事業に使用されている労働者の意思に任されている事業をいい、事業主が任意加入の申請をし、認可があった日にその事業について保険関係が成立することになります。

(1) 暫定任意適用事業

ア 労災保険に係る暫定任意適用事業の具体的な範囲は、次に掲げる事業です。

- (ア) 民間の個人経営の農業の事業であって、5人未満の労働者を使用するもの。
- (イ) 民間の個人経営の漁業の事業であって、5人未満の労働者を使用するもの。
- (ウ) 民間の個人経営の林業の事業であって、労働者を常時は使用せず、かつ、1年以内の期間において使用労働者延人員が300人未満のもの。

ただし、上記に該当する事業であっても、以下のものについては暫定任意適用事業とはされず、適用事業となります。

- a (ア)、(イ)のうち特定危険有害作業を行う事業であって、常時労働者を使用するもの
- b (ア)のうち指定農業機械作業従事者及び特定農作業従事者、一定の危険有害作業を行う一定規模以上の農業の個人事業主等が特別加入した場合における当該事業。
- c (イ)のうち総トン数5トン以上の漁船による事業であって、河川、湖沼及び特定の水面以外の場所で主として操業するもの。

イ 雇用保険に係る暫定任意適用事業の具体的な範囲は、次に掲げる事業です。

民間の個人経営の農林水産の事業であって、常時5人以上の労働者を雇用する事業以外のもの。

(2) 事業の適用単位

労働保険は、事業を単位として適用されます。ここでいう事業とは、一つの経営組織として独立性をもったもの、つまり、一定の場所において一定の組織のもとに関連して行われる一体的な経営活動がこれに当たります。

したがって、事業とは、経営上一体をなす本店、支店、工場等を総合した企業そのものを指すのではなく、個々の本店、支店、工場、鉱山、事務所のように一つの経営組織として独立性をもった経営体ということになります。

一般に、一つの事業であるか否かは場所的見地から決定することができ、同一場所にあるものは原則として分割することなく一つの事業とし、場所的に分離されているものは別個の事業として取扱うことになります。

すなわち、一つの事業として取扱うか否かは、次の見地から判断されます。

- ア 場所的に他の事業場から独立しているかどうか。
- イ 組織的に一つの単位体をなし、経理、人事、経営（業務）上の指揮監督、作業工程において独立性があるかどうか。
- ウ 施設として相当期間継続性を有するかどうか。

しかし、同一場所にあっても、経営組織上二つ以上の部門に区分することができる場合は、それらの各部門をそれぞれ独立した事業として取扱うことになっています。

逆に、場所的に分散しているものであっても、出張所、支店等で規模が小さく、その上部機関等との組織的関連ないし事務能力からみて一つの事業という程度の独立性がないものについては、直近上位の組織に包括して全体を一つの事業として取扱うことになります。

(3) 適用除外

ア 労災保険の適用除外

国の直営事業及び非現業の官公署

イ 雇用保険の適用除外

- (ア) 一週間の所定労働時間が20時間未満である者（日雇労働被保険者に該当する者を除く。）
- (イ) 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- (ウ) 季節的に雇用される者であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が30時間未満である者
- (エ) 昼間学生
- (オ) 船員法第1条に規定する船員であって、漁船（政令に定めるものに限る）に乗り込むため雇用される者（1年を通じて雇用される場合を除く）
- (カ) 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定める者

(4) 一元適用事業及び二元適用事業

ア 一元適用事業

労災保険に係る保険関係と、雇用保険に係る保険関係との双方を一つの事業についての保険関係として取扱い、一般保険料の算定、徴収等を両保険につき一元的に処理する事業をいいます。

イ 二元適用事業

労災保険と雇用保険の間で適用労働者の範囲が異なること、事業の適用単位を統一しがたい実情にあること等、適用上区別して扱うべき事業があるため、それぞれの保険関係を別個に二つの事業とみなして取扱い、労働保険料の算定、納付等の事務は、この二つの事業ごとに処理する事業をいいます。具体的には以下の(ア)から(オ)の事業が該当します。

(ア) 都道府県及び市町村の行う事業

(イ) 都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業

(ウ) 船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役等港湾労働法第2条第2号の港湾運送の行為を行う事業

(エ) 農林水産の事業（雇用保険法附則第2条第1項各号に掲げる事業）

(オ) 建設の事業

(5) 労働保険番号

労働保険番号は、①府県番号、②所掌、③管轄、④基幹番号、⑤枝番号で構成されています。

①府県番号	②所掌	③管轄	④基幹番号	⑤枝番号
01	○	○○	9○○○○○（末尾）	○○○

① 府県番号 : 事務組合を管轄する都道府県の番号で、北海道労働局は「01」です。

② 所 掌 : 労働基準監督署又は公共職業安定所のいずれかの所掌事務であることを表します。

所掌「1」…監督署の所掌事務

所掌「3」…安定所の所掌事務

③ 管 轄 : 管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所の番号を表します。

④ 基幹番号 : 事務組合ごとに振り出される9から始まる固有の番号を表しています。末尾の種類は次表のとおりです。

なお、船員雇用事業は一元の継続事業として末尾0で成立させることとなりますが、他の業種と区分して取扱うことから、「92万台」の基幹番号を船員雇用事業専用の番号として使用することとなります。

⑤ 枝 番 号 : 事業場を管理するために使用する番号（001～999）です。一度使用した枝番号（委託解除済を含む）は、再度使用することはできません。

事務組合委託の末尾内訳

<所掌3>

末尾0 (1) ※1・・・一元両適(労災+雇用)・一元片適(労災のみ)

末尾2 (3)・・・二元雇用

<所掌1>

末尾4・・・二元労災(林業)

末尾5・・・二元労災(建設業の一括有期事業。建設現場の労災)

末尾6 (7)・・・二元労災(農業、漁業、林業(0201のみ成立の場合)・建設業の事務所および土場・資材置場等※2の労災)

末尾8・・・第二種・第三種特別加入(第4-1参照)に関する場合

※1 ()内の数字は予備コード。通常末尾番号に続く枝番号を使い切った時に使用する。

※2 詳細は北海道労働局HP内の「[建設業における土場・資材置場等の労災保険の適用について](#)」をご確認ください。場所は 北海道労働局(ホーム) → 目的や内容で探す「労働保険関係」 → 労働保険制度「労働保険の成立・納付手続等各種手続きについて」 → その他「建設業における土場・資材置場等の労災保険の適用について」

(6) 労働保険番号(基幹番号)追加付与願について

次の①から④までのいずれかに該当したときは、基幹番号の新たな末尾の付与を受ける必要があります。

- ①労働保険番号の枝番号を999まで使用した場合
- ②労災保険の事業場のみを受託している事務組合が新たに雇用保険の事業場の受託を受ける場合
- ③新たな末尾に該当する事業の事業場から委託を受けた場合(②以外の場合)
- ④新たに船員雇用事業の委託を受けた場合

ア 提出書類

- (ア) 労働保険番号(基幹番号)追加付与願
- (イ) 枝001の保険関係成立届(事務処理委託届)
- (ウ) 労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届(①の場合は提出不要)

イ 提出先

所掌3の労働保険番号を持っている場合(新たに付与を受ける場合を含む)は事務組合の所在地を管轄する安定所、所掌3の労働保険番号を持っていない場合は事務組合の所在地を管轄する監督署。

(7) 継続事業の一括について

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則ですから、一つの会社でも、支店や営業所ごとに複数の保険関係が成立することがあります。

しかし、一定の要件を満たす継続事業については、これら複数の保険関係を厚生労働大臣が指定した一つの事業において、まとめて処理することができます。これを「継続事業の一括」と呼んでおり、事業主の申請に基づく厚生労働大臣の認可が必要です。

なお、まとめて処理を行う本社等の事業を「指定事業(=親)」、指定事業に一括される支店や営業所を「被一括事業(=子)」といいます。

ア 一括の要件

継続事業の事業主が、保険関係が成立している2以上の事業について継続事業の

一括をしようとするときは、それぞれの事業が、次のすべての要件に該当していなければなりません。

(ア) 継続事業であること

(イ) 指定事業と被一括事業の事業主が同一であること

(ウ) それぞれの事業が、次の a～c までのいずれか一つのみに該当すること

(成立している保険関係区分が同じであること)

a 二元適用事業のうち労災保険が成立している事業

b 二元適用事業のうち雇用保険が成立している事業

c 一元適用事業であって、労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立しているもの

(エ) それぞれの事業について「労災保険率表」による「事業の種類」が同じであること。

また、継続事業の一括の認可を受けるための具体的要件として、次の各要件が具備されている必要があります。

a 指定事業において、被一括事業の使用労働者数及び労働者に支払われる賃金の明細の把握ができていること

b 労働保険事務を円滑に処理する事務能力を有していること

c それぞれの事業について、従来から保険料の申告及び納付等が適正に行われていること

イ 一括の効果

一括申請が認可されると、指定事業に保険関係がまとめられ、被一括事業についての保険関係は消滅します。指定事業においては、事業規模が拡大することとなるので、増加概算保険料の申告及び納付の手続を要する場合があります。一方、被一括事業については確定精算の手続が必要となります。

なお、労働者に係る労災保険給付の事務等は、その労働者の属する被一括事業の所在地を管轄する監督署長が行うこととなります。

ウ 申請手続

継続事業の一括を受けようとする事業主は、「継続事業一括認可・追加・取消申請書」を、指定事業を委託する事務組合の所在地を管轄する監督署長（所掌1分）又は安定所長（所掌3分）を経由して、労働局長へ提出することとなっています。継続事業の一括の申請を受けた労働局長は、その申請に対する認可又は不認可の通知を行います。

また、被一括事業が新たに開始されたものである場合は、「保険関係成立届」（暫定任意適用事業である場合は、「任意加入申請書」）を、被一括事業を委託する事務組合の所在地を管轄する監督署長（所掌1分）又は、被一括事業場の所在地を管轄する安定所長（所掌3分）を経由して、労働局長に提出してください。

なお、継続事業の一括を申請する時点ですでに保険関係が成立している事業については「保険関係成立届」（又は「任意加入申請書」）は必要としません。

エ 継続一括の指定事業となっている事業場を委託した場合

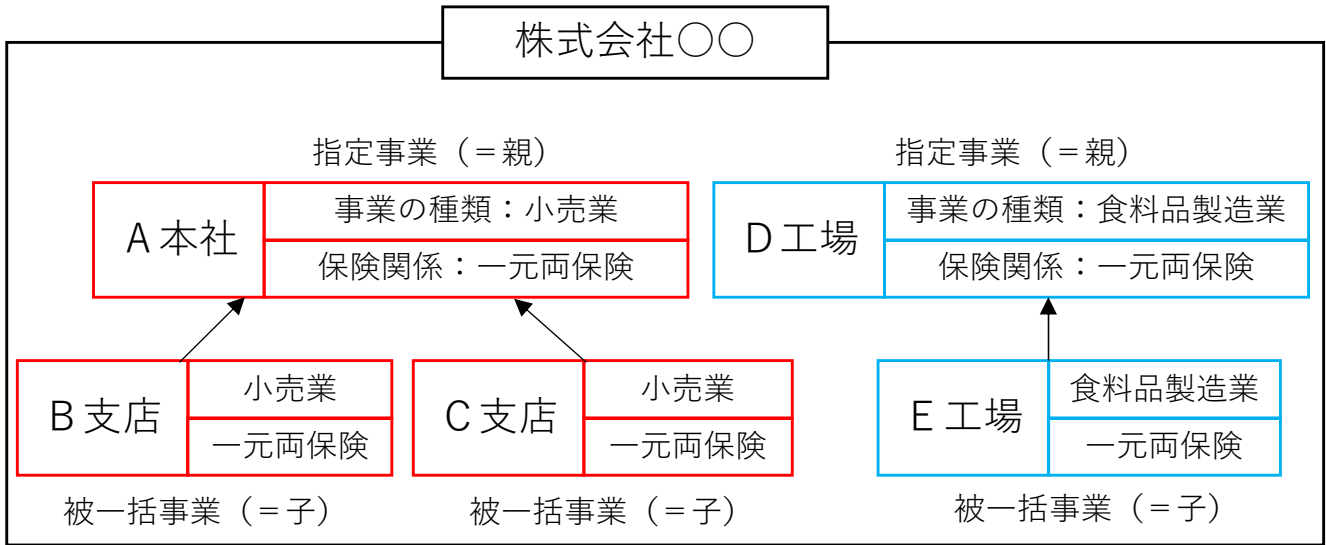
（個別から委託・委託替）

継続一括の指定事業となっている事業場を委託したときは、遅滞なく「継続事業一括変更申請書／継続一括事業名称・所在地変更届（様式第5号の2）」を、指定事業を委託する事務組合の所在地を管轄する監督署長（所掌1分）又は安定所長（所掌3分）を経由して、労働局長に提出することになります。

オ 被一括事業の名称、所在地、労働保険番号を変えた場合

被一括事業の名称又は当該事業の行われる場所に変更があったときは、遅滞なく「継続事業一括変更申請書／継続一括事業名称・所在地変更届（様式第5号2）」を、指定事業を委託する事務組合の所在地を管轄する監督署長（所掌1分）又は安定所長（所掌3分）を経由して、労働局長に提出することになります。

継続事業の一括〔図解〕



5 委託事業場に関する処理について

	保険関係	安定所への提出書類 (末尾0・1・2・3)	監督署への提出書類 (末尾4・5・6・7・8)
新規委託	一元両保険	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険関係成立届（事務処理委託届） 【雇用保険の設置がある場合、以下を提出】 雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届 	<ul style="list-style-type: none"> 特別加入申請書 (注) 特定業務の健康診断がある場合のみ。<u>それ以外は北海道労働局へ提出願います。</u>
	一元労災片保険	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険関係成立届（事務処理委託届） 	<ul style="list-style-type: none"> 特別加入申請書（上記（注）に同じ）
	二元事業	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険関係成立届（事務処理委託届） もしくは任意加入申請書（事務処理委託届） 【雇用保険の設置がある場合、以下を提出】 雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届 	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険関係成立届（事務処理委託届） もしくは任意加入申請書（事務処理委託届） 特別加入申請書（上記（注）に同じ）
保険関係の変更	一元労災片保険 ↓ 一元両保険 【一元合致】	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険名称、所在地等変更届 雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届 	
	一元両保険 ↓ 一元労災片保険 【労災片保険】	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険名称、所在地等変更届 雇用保険適用事業所廃止届 雇用保険被保険者資格喪失届 雇用保険被保険者離職証明書 	
名称・所在地等の変更	名称、所在地等の変更	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険名称、所在地等変更届 雇用保険事業主事業所各種変更届【委託換え、個別→委託で労働保険番号が変更される場合含む】 	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険名称、所在地等変更届
	一元両保険 ↓ 二元事業	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険名称、所在地等変更届【末尾0・1→2・3】 雇用保険事業主事業所各種変更届【同上】 労働保険関係成立届（事務処理委託届）【末尾2・3】 労働保険事務等処理委託解除届【末尾0・1】（注） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険関係成立届（事務処理委託届） 【末尾0・1→4・5・6・7】
	二元事業 ↓ 一元両保険	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険名称、所在地等変更届【末尾2・3→0・1】 雇用保険事業主事業所各種変更届【同上】 労働保険関係成立届（事務処理委託届）【末尾0・1】 労働保険事務等処理委託解除届【末尾2・3】 	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険事務等処理委託解除届 【末尾4・5・6・7→0・1】
委託解除	一元両保険	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険事務等処理委託解除届 【雇用保険の廃止がある場合、以下を提出】 雇用保険適用事業所廃止届 雇用保険被保険者資格喪失届 雇用保険被保険者離職証明書 	
	一元労災片保険	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険事務等処理委託解除届 	
	二元事業	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険事務等処理委託解除届 【雇用保険の廃止がある場合、以下を提出】 雇用保険適用事業所廃止届 雇用保険被保険者資格喪失届 雇用保険被保険者離職証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険事務等処理委託解除届

(注) 末尾0, 1の事業が継続する場合は不要です。この場合は、労働保険名称、所在地等変更届の変更理由欄に「一元→二元」「一元労災片保険へ変更」と記載してください。

※各届出は、それぞれ定められた期日までに提出してください。

※各届出に関する添付書類等については、管轄の安定所又は監督署にお尋ねください。

(参考) P7「4 委託事業場に関する処理について」各届出の提出時期

提出書類	提出時期	根拠法令
労働保険関係成立届 (事務処理委託届)	<ul style="list-style-type: none"> 新規成立の場合 →成立した日から10日以内 委託換えや個別から委託の場合 →労働保険事務の処理の委託があったときに遅滞なく 	<ul style="list-style-type: none"> 徴収法第4条の2第1項 徴収則第64条第1項 石綿則第2条の8第1項
任意加入申請書 (事務処理委託届)	労働保険事務の処理の委託があったときに遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> 徴収則第64条第1項
労働保険名称、所在地等変更届	変更を生じた日の翌日から起算して10日以内	<ul style="list-style-type: none"> 徴収法第4条の2第2項 徴収則第5条
労働保険事務等処理委託解除届	労働保険事務の処理の委託の解除があったときに遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> 徴収則第64条第2項 石綿則第2条の8第2項
雇用保険適用事業所設置届	事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内	<ul style="list-style-type: none"> 雇用則第141条
雇用保険適用事業所廃止届	事業所を廃止した日の翌日から起算して10日以内	<ul style="list-style-type: none"> 雇用則第141条
雇用保険事業主事業所各種変更届	変更があった日の翌日から起算して10日以内	<ul style="list-style-type: none"> 雇用則第142条
雇用保険被保険者資格取得届	被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月の10日まで	<ul style="list-style-type: none"> 雇用法第7条 雇用則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届 雇用保険被保険者離職証明書	被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から起算して10日以内	<ul style="list-style-type: none"> 雇用法第7条 雇用則第7条第1項及び第2項
特別加入申請書(中小事業主等) ※新規委託の場合	特別加入しようとするとき (加入日は申請日の翌日から起算して30日以内の希望日)	<ul style="list-style-type: none"> 労災法第34条 労災則第46条の19第1項
特別加入申請書(一人親方等) ※新規委託の場合	特別加入しようとするとき (加入日は申請日の翌日から起算して30日以内の希望日)	<ul style="list-style-type: none"> 労災法第35条 労災則第46条の23第1項
特別加入申請書(海外派遣者) ※新規委託の場合	特別加入しようとするとき (加入日は申請日の翌日から起算して30日以内の希望日)	<ul style="list-style-type: none"> 労災法第36条 労災則第46条の25の2

略称は以下のとおりです。

徴収法：労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

徴収則：労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）

石綿則：厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号）

雇用法：雇用保険法（昭和49年法律第116号）

雇用則：雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）

労災法：労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

労災則：労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）

(1) 保険関係成立届(事務処理委託届)記載例

記入枠内は、大きい字ではっきりと記入してください。

該当する数字を記入してください。 (Point to field 013600)

主たる事務所の所在地を記入してください。 (Point to address fields)

電話番号を右づめで必ず記入してください。 (Point to phone number field)

法人のときは名称のみ、個人のときは事業主氏名も必ず記入してください。 (Point to name fields)

⑦欄の合計人数を記入してください。 (Point to employee count field)

※となっていますが、片保険の場合理由を記入してください。2…別の労働保険番号で加入 4…対象となる労働者がいない (Point to reason for insurance fields)

法人番号を記入してください。個人事業の場合は全て「0」を記入してください。個人番号を誤って記入しないでください (Point to法人番号 field)

同一事業場で別の労働保険番号を持っている場合は記入してください。 (Point to additional insurance number field)

委託年月日を必ず記入してください(平成:7 令和:9) (Point to date field)

実際に事業を行っている事業場の所在地、名称を記入してください。 (Point to actual business location field)

事業の内容をできるだけ詳しく記入してください。 (Point to business description field)

労災保険率表による事業の種類の詳細番号を記入してください。 (Point to business category code field)

電子申請の際は「労働保険手続の事務処理の委託等に関する証明書」(P15)を添付してください (Point to document attachment note)

保険年度における1日平均使用労働者の見込数を記入してください。 (Point to average employee count field)

個別から委託や委託換えの場合に、元の労働保険番号を記入してください。元の労働保険番号がある場合は、継続一括の指定事業になっていないか(P5~6)、また、すでにメリット制の適用となっていないか(P34~35)事業主に確認してください。 (Point to original insurance number field)

成立届提出前の労災事故の有無を事業主に確認してください。余白に労災事故の有無について記入してください。成立届提出以前に労災事故がある場合は事前に監督署へ相談してください。 (Point to accident status field)

委託前からの他の事務組合又は個別保険関係が成立していた場合、以下を確認のうえ記入してください。

- 委託前からの他の事務組合又は個別保険関係が成立していた場合、以下を確認のうえ記入してください。
- ・ 21欄に委託前の労働保険番号の成立日を記入してください。
 - ・ 26欄に委託前の労働保険番号を記入してください。
 - ・ 余白に「委託換え」「個別→委託」など記入してください。
 - ・ 委託替えで引き続き特別加入の継続を希望する場合は、余白に「委託換え 特別加入継続希望」と朱書きしてください。(旧事務組合から発行される「労働保険事務等委託解除通知書(組様式第11号)」の写しを添付してください。)

(2) 労働保険事務等処理委託解除届記載例（事業廃止による委託解除の場合）

様式第15号(第64条関係)(1)

労働保険等 労働保険事務等処理委託解除届

提出用

提出日を記入してください

下記事業について委託解除があったので届けます。

令和7年4月1日

種別 31605 ※修正項目番号

④労働保険番号

01324930000-013

北海道 労働局長殿

⑤事務処理委託解除年月日(元号:令和は9) 9-07-03-31
 ⑥委託解除理由 1

委託解除年月日、委託解除理由を記入してください。

電子申請の際は「労働保険手続の事務処理の委託等に関する証明書」(P15)を添付してください。

① 事務組合	(イ)所在地	〒000-0000 札幌市北区北〇条西×丁目
	(ロ)名称	労働保険事務組合 北海道△△協同組合 TEL(011)-(000)-0000
	(ハ)代表者氏名	会長 〇〇 〇〇 押印不要

② 事業	(イ)所在地	札幌市豊平区月寒東〇条×丁目△一△	郵便番号	〒062-0050
	(ロ)名称	〇×株式会社	電話番号	- - 番
③ 事業	(イ)住所 (法人のときは主たる事務所の所在地)	札幌市豊平区月寒東〇条×丁目△一△	郵便番号	〒062-0050
	(ロ)名称	〇×株式会社	電話番号	- - 番
主	(ハ)氏名 (法人のときは代表者氏名)	〇× 〇男 押印不要		

社会保険労働	作成年月日・提出代行表示	氏名	電話番号

[注意]

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うのでこの用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入枠の部分は、必ず黒色のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- ※印のついた記入枠には記載しないこと。
- ⑥欄には、右の1. 2. 3. 4.のうち、該当するものの数字を記入すること。

(4.3)

(3) 労働保険名称、所在地等変更届記載例 (法人化のための変更)

様式第2号 (第5条関係)

提出用

労働保険 名称、所在地等変更届

下記のとおり届事項に変更があったので届けます。

種別 **31604**

札幌 労働基準監督署長 殿
公共職業安定所長

〇〇年△△月××日

① 修正項目番号	② 漢字修正項目番号	③ 労働保険番号 府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号	④ 住所 (つづき) 町村名	⑤ 住所 (つづき) 丁目・番地	⑥ 住所 (つづき) ビル・マンション名等	⑦ 住所 (つづき) 市・区・部名	⑧ 住所 (つづき) 町村名	⑨ 住所 (つづき) 丁目・番地	⑩ 住所 (つづき) ビル・マンション名等	⑪ 名称・氏名	⑫ 名称・氏名 (つづき)	⑬ 名称・氏名 (つづき)	⑭ 名称・氏名 (つづき)	⑮ 名称・氏名 (つづき)	⑯ 名称・氏名 (つづき)	⑰ 名称・氏名 (つづき)	⑱ 事業終了予定年月日 (元号：令和は9)	⑲ 変更年月日 (元号：令和は9)	⑳ 変更後の労働保険番号 府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号	㉑ 変更後の元請労働保険番号 府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号	㉒ 変更後の事業所番号	㉓ 保険関係区分	㉔ 府県区分	㉕ 管轄(2)	㉖ 業種	㉗ 産業分類	㉘ 特掲コード	㉙ 片保険理由コード	㉚ データ指示コード	㉛ 再入力区分	修正項目 (英数・カナ)	修正項目 (漢字)	事業主 住所 札幌市中央区北〇条西×丁目〇番×号 (株)カーサポート〇× 氏名 代表取締役 〇× 一郎 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)
----------	------------	---	----------------	------------------	-----------------------	-------------------	----------------	------------------	-----------------------	---------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	-----------------------	-------------------	---	---	-------------	----------	--------	---------	------	--------	---------	------------	------------	---------	--------------	-----------	--

変更のある項目について記入してください。

※法人の代表者のみ変更となった場合は、提出の必要はありません。

事業の種類の変更は労災保険率の変更を伴うことが多いので明確に記入してください。
※年度途中で事業の種類が変更になった場合の確定保険料の算定は、変更前と変更後の労災率をそれぞれ乗じることとなります。

変更理由及び年月日を必ず記入してください。

電子申請の際は「労働保険手続の事務処理の委託等に関する証明書」(P15)を添付してください。

押印不要

(4) 一元合致記載例 (一元労災片保険から一元両保険への変更)

変更届に「一元合致」と表示してください。

様式第2号 (第5条関係)

提出用

一元合致

労働保険 名称、所在地等変更届
下記のとおり届事項に変更があったので届けます。

種別 **31604**

住所 札幌 労働基準監督署長 殿
 公共職業安定所長

⑨労働保険番号
 府県 所掌 管轄(1) 基幹番号 枝番号
01324930000-015

⑩住所(カナ)
 郵便番号 住所 市・区・郡名
 住所(つづき) 町村名
 住所(つづき) 丁目・番地
 住所(つづき) ビル・マンション名等

⑪住所(漢字)
 住所 市・区・郡名
 住所(つづき) 町村名
 住所(つづき) 丁目・番地
 住所(つづき) ビル・マンション名等

⑫名称・氏名(カナ)
 名称・氏名
 名称・氏名(つづき)
 名称・氏名(つづき)
 電話番号

⑬名称・氏名(漢字)
 名称・氏名
 名称・氏名(つづき)
 名称・氏名(つづき)

⑭事業終了予定年月日 (元号：令和は9)
 元号 年 月 日

⑮変更年月日 (元号：令和は9)
9-07-04-01

⑯変更後の労働保険番号
 府県 所掌 管轄(1) 基幹番号 枝番号

⑰変更後の元請労働保険番号
 府県 所掌 管轄(1) 基幹番号 枝番号

⑱変更後の事業所番号
 保険関係区分 府県区分 管轄(2)

※業種 ※産業分類 ※特掲コード ※片保険理由コード ※データ指示コード ※再入力区分

※修正項目 (英数・カナ)
 ※修正項目 (漢字)

事業主
 住所 札幌市中央区北〇条西×丁目〇番×号
 (株)〇×不動産
 氏名 代表取締役 〇×〇×
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

①住所又は所在地
 ②事業主氏名又は称
 ③事業の種類
一元労災片保険
 ④事業予定期間
 年月日から
 年月日まで
 ⑤住所又は所在地
 ⑥事業主氏名又は称
 ⑦事業の種類
一元両保険
 ⑧変更理由
雇用保険の被保険者となる者を雇い入れたため

変更理由及び年月日を必ず記入してください。

押印不要

(4.3)

(5) 一元労災片保険記載例 (一元両保険から一元労災片保険への変更) (※電子申請非対応)

様式第2号 (第5条関係)

提出用

労働保険 名称、所在地等変更届

下記のとおり届事項に変更があったので届けます。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

種別
31604

札幌東 労働基準監督署長 殿
公共職業安定所長

⑨ 労働保険番号
府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号
01324930000 - 014

変更後の事業主住所 (漢字)

⑩ 住所 (つづき) 町村名 (項4)
住所 (つづき) 丁目・番地 (項5)
住所 (つづき) ビル・マンション名等 (項6)

⑪ 住所 (つづき) 町村名 (項8)
住所 (つづき) 丁目・番地 (項9)
住所 (つづき) ビル・マンション名等 (項10)

⑫ 名称・氏名 (項11)
名称・氏名 (つづき) (項12)
名称・氏名 (つづき) (項13)
電話番号 (項13)

⑬ 名称・氏名 (項15)
名称・氏名 (つづき) (項16)
名称・氏名 (つづき) (項17)

① 事業主住所又は所在地
氏名又は称

② 事業主住所
郵便番号
電話番号

③ 事業の種類
一元両保険

④ 事業予定期間
年 月 日 から
年 月 日 まで

⑤ 事業主住所又は所在地
氏名又は称

⑥ 事業主住所
郵便番号
電話番号

⑦ 事業の種類
一元労災片保険

⑧ 変更理由
雇用保険の被保険者となるべき者がいないため

⑬ 事業終了予定年月日 (元号：令和は9)
元号 年 月 日 (項18)

⑭ 変更年月日 (元号：令和は9)
9 - 07 - 04 - 01 (項19)

⑮ 変更後の労働保険番号
府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑯ 変更後の元請労働保険番号
府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑰ 変更後の事業所番号 (項22)

⑰ 保険関係区分 (項23)

⑰ 府県区分 (項24)

⑰ 管轄 (項25)

⑰ 業種 (項26) ⑰ 産業分類 (項27) ⑰ 特掲コード (項28) ⑰ 片保険理由コード (項29)

⑰ データ指示コード (項30)

⑰ 再入力区分 (項31)

⑰ 修正項目 (英数・カナ)
⑰ 修正項目 (漢字)

事業主 札幌市白石区北〇×通△丁目〇番×号
住所

○× 食品
氏名 ○× ○×
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)



変更理由及び年月日を必ず記入してください。

(6) 電子申請に添付する証明書について

労働保険事務組合が事業主から事務処理の委託を受けてP16の対象手続を行う場合において、労働保険事務組合及び事業主双方の電子署名及び電子証明書が必要な手続について、委託関係を証明する証明書をPDF形式で添付することにより、事業主の電子署名及び電子証明書を省略することができます。(徴収則第80条、石綿則第2条の10)

なお、証明書としてご利用いただける書類は、次のとおりです。

- ・事業主が労働保険事務組合に提出した労働保険事務等委託書又は労働保険事務等委託解除通知書
- ・労働保険手続の事務処理の委託等に関する証明書

※労働局ホームページに様式がありますのでご利用ください。

(HP内で「労働保険事務組合 各種様式」と検索してください)

注意 電子申請利用の増加に伴い、以下の理由により不受理となるケースが多発しています。

- 1.委託関係を証明する証明書が添付されていない
- 2.証明書が社会保険労務士の「提出代行に関する証明書」となっている
- 3.労働保険事務組合代表者以外の電子署名となっている

労働保険手続の事務処理の委託等に関する証明書	
年 月 日	
○労働保険事務組合名称	_____
○所在地	_____
私は、上記の者に、労働保険関係法令に基づく事務処理の委託等を行っていることを証します。	
また、私の電子署名及び電子証明書の送信に代え、この証明書の提出をもって、上記の者が電子申請を行うことに同意します。	
○事業所名称	_____
○事業所所在地	_____
○事業主氏名	_____
労働保険 事務組合 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 _____

(参考) 電子署名及び電子証明書省略手続一覧

- 保険関係成立届 (徴収則第4条第2項)
- 名称・所在地等変更届 (徴収則第5条第2項)
- 一括有期事業開始届 (徴収則第6条第3項)
- 下請負人を事業主とする認可申請書 (徴収則第8条)
- 継続事業一括認可・追加・取消申請書 (徴収則第10条第2項)
- 継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届 (徴収則第10条第4項)
- 労災保険率特例適用申告書 (徴収法第12条の2)
- 概算・増加概算・確定保険料申告書 (徴収法第15条第1項及び第2項、第16条、第19条第1項及び第2項)
- 概算・増加概算保険料の延納の申請 (徴収則第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条)
- 一括有期事業報告書 (徴収則第34条)
- 労働保険料還付請求書 (徴収則第36条第2項)
- 労働保険料に係る口座振替による納付の申出 (徴収則第38条の2)
- 労働保険代理人選任・解任届 (徴収則第73条第2項)
- 雇用保険の任意加入申請書 (徴収則附則第2条第1項)
- 雇用保険の保険関係消滅申請書 (徴収則附則第3条第1項)
- 労働保険事務等処理委託届 (徴収則第64条第1項)
- 労働保険事務等処理委託解除届 (徴収則第64条第2項)
- 労災保険の任意加入申請書 (整備省令第1条)
- 労災保険の保険関係消滅申請書 (整備省令第3条第1項)
- 一般拠出金申告書 (石綿法第38条第1項)
- 一般拠出金還付請求書 (石綿則第2条の3第2項)
- 一般拠出金に係る口座振替による納付の申出 (石綿則第2条の6)
- 一般拠出金代理人選任・解任届 (石綿則第2条の6)
- 労働保険事務等処理委託届 (石綿則第2条の8第1項)
- 労働保険事務等処理委託解除届 (石綿則第2条の8第2項)

※ () 内は関連規定を示します。略称は以下のとおりです。

徴収法：労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)

徴収則：労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 (昭和47年労働省令第8号)

整備省令：失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令 (昭和47年労働省令第9号)

石綿法：石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成18年法律第4号)

石綿則：厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則 (平成18年厚生労働省令第39号)

6 口座振替納付について

(1) 口座振替納付を希望する場合

ア 口座振替納付とは

口座振替納付とは、労働保険事務組合の指定口座から、労働保険料及び一般拠出金を引き落とし国へ納付する制度です。（ここでいう口座振替納付とは、事業主と労働保険事務組合間の口座振替納付のことではありません）

イ 口座振替納付の承認・事前審査について

口座振替納付の承認については、「その納付が確実と認められ、かつその納付が申し出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申し出を承認することができる」（労働保険徴収法第二十一の二）とされています。

口座振替納付は1期・2期・3期の納付額について、納付額全額を引き落とすことしかできませんので、労働保険事務組合の場合、1つの事業場でも滞納などのために各期の納付額全額を指定口座に入れられない場合は全て振替不能となり大きな影響を及ぼす恐れがあります。

そのため、北海道労働局では労働保険事務組合が口座振替納付を利用を希望する場合は、承認について事前審査（滞納の有無など）を行っています。

初めて口座振替納付の利用を希望する場合は、(3)に記載した担当までご連絡ください。

(2) 口座振替納付利用中の場合

ア 口座振替納付利用の際の留意点

滞納などの理由により口座振替日に納付額の全額を指定口座に入れられない場合

- (ア) 口座振替日の前日までに、労働保険事務組合から金融機関（一部の銀行を除く）へ該当の基幹番号分について口座振替納付を停止とする旨の連絡を必ず行ってください。

※北海道労働局からは連絡しません。ただし、一部の銀行については厚生労働省を通じての停止依頼でしか対応できないため、早めに労働局事務組合係までご連絡ください。口座振替日間近だと停止依頼を行うことができない場合があります。

※滞納のない基幹番号分は口座振替納付とするか、停止とするかは金融機関によりますので、金融機関に相談してください。

- (イ) 口座振替納付停止とする基幹番号分の労働保険料等は、納付額から滞納の額を差し引いた額を、1期～3期の各法定納期までに納付書を作成のうえ、納付してください。

※滞納となる場合は「労働保険料等滞納事業場報告書」を提出期限内に提出してください（P86参照）

イ 変更及び解除の手続方法について

作成した様式全て（全4枚）を指定する金融機関の窓口へ提出してください。

金融機関において、「金融機関提出用」（3枚目）が受領され、金融機関確認印が押された残りの様式が返戻されますので、「厚生労働省提出用」（1枚目）及びOCR様式（4枚目）を下記担当まで提出してください。「納付者保管用」（2枚目）は控として保管してください。

(ア) 様式について

- a 「口座振替納付書送付依頼書（新規）」（口振様式第1号）・「口座振替納付書送付依頼書（変更）」（口振様式第2号）について
厚生労働省ホームページからダウンロードできます。その際は、必ず労働保険事務組合用を使用してください。
- b 「口座振替納付書送付依頼書（解除）」（口振様式第3号）について
労働保険事務組合用は手書き様式のみのため、(3)に記載した担当までご連絡ください。

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

(イ) 変更

- a 同一支店内の変更（住所・電話番号・預金種別・口座番号・口座名義・届出印の変更）の場合
「口座振替納付書送付依頼書（変更）」（口振様式第2号）
- b 他の支店又は他の金融機関へ変更の場合
「口座振替納付書送付依頼書（解除）」（口振様式第3号）（変更前金融機関提出分）
「口座振替納付書送付依頼書（新規）」（口振様式第1号）（変更後金融機関提出分）
※口座振替納付を取り扱う金融機関については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

(ウ) 解除

「口座振替納付書送付依頼書（解除）」（口振様式第3号）

(3) 口座振替納付に関するお問合せ先

北海道労働局総務部労働保険徴収課 事務組合係

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎8階

TEL 011-776-6199

7 各種証明について

下記（１）及び（２）の各種証明の申請先は北海道労働局総務部労働保険徴収課となりますが、証明の内容により担当係が異なります。

また、原則窓口での即日交付はできませんので、返信用封筒も併せて提出してください。

なお、様式については北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

（１）労働保険事務組合係が申請先となるもの（011-776-6199）

ア 労働保険関係成立届の写しの交付

「保険関係成立届（写）交付依頼書」

※保存期間を満了したものは交付できません。

イ 労働保険料申告書の写しの交付

「労働保険料申告書（写）交付依頼書」

※保存期間を満了したものは交付できません。

ウ 労働保険に加入していることの証明

「労働保険加入証明書交付依頼書」

※申請書の申請者は事業主となります。また、当該事業主に係る全ての労働保険番号において、保険料の未納がある場合は交付できません。

※返信先を事務組合とする場合は委任状が必要となります。

（２）徴収第２係が申請先となるもの（011-776-6147）

ア 労働保険料の未納がないことの証明

「労働保険料・一般拠出金納付証明願」

イ 労働保険料の未納がないことの証明（特定技能外国人関係申請用）

「労働保険料等納入証明書（特定技能外国人関係申請用）」

（３）労働保険事務組合で対応するもの

ア 労働保険料を納入していることの証明

個々の事業場の納入については事務組合で把握しているため、労働保険事務組合で証明してください。

イ 特別加入に係る証明

加入した際の申請書などの控・送付済の承認通知書の写し及び当年度の労働保険料領収書写し等に対応してください。紛失により写しで対応できない場合は、事務組合独自の様式で事務組合が証明してください。

（４）林業・建設業の事業における労災保険加入済証明について

国や道、地方公共団体が発注する公共工事について、労災保険の加入もれを防止するため、受注業者が「労災保険加入済証明」（労災保険加入済証明の用紙を労働基準監督署に持参又は郵送し、保険加入済証明の用紙に「労災保険加入済」と記載された赤色のスタンプの押印を受ける）を発注者に提出しているところですが、事務組合委託の事業場の場合、従来の「労災保険加入済証明」のほか以下の書類の写しでも労災

保険加入済と扱っています。事業主から相談があった際の参考にしてください。この場合のお問合せ先は適用係（011-776-6165、011-776-6172、011-738-5351）です。

ア 保険関係成立届（事業主控）

※契約日から遡及して1年以内の受付印が押印されているものに限りま

イ 労働保険料等領収書（組様式第8号）

※領収年月日が契約日から遡及して1年以内であるものに限りま

8 独自様式の承認申請について

労働保険事務で使用する各種様式については、法令規則に基づき厚生労働省の通達により定められています。

北海道労働局では、例年5月頃に事務組合に対する各種様式の所要数調査を行い、翌年3月～4月頃に調査報告のあった各種様式を配付しています。

労働保険事務に当たっては、原則として、この配付された様式（以下「法定様式」といいます。）を使用する必要があります。

一部様式については、北海道労働局ホームページにExcelやwordファイルを掲載していますので、ダウンロードの上、使用することが可能です。

（HP内で「労働保険事務組合 各種様式」と検索してください）

ただし、北海道労働局ホームページに掲載のない様式をパソコンで作成する場合や既存の様式に独自の項目を追加して使用する場合などは、以下のとおり独自様式の使用承認が必要です。

また、令和6年度から、インボイス制度導入に伴い税率、登録番号等の項目を追加する場合は、独自様式の承認申請は不要です。

なお、民間の労働保険に関するシステムをご使用の場合で、独自様式の承認申請が必要であるかご不明な場合はお問合せください。

(1) 承認基準

次の①から⑤までの全項目に該当する場合に独自様式の使用を承認しています。

- ① 法定様式で示された項目を全て具備していること。
- ② 法定様式の標題及び様式番号を変更していないこと。
- ③ 北海道労働局がOCRで読み取りを行う法定様式は申請の対象外となること。
※様式左上の「種別」に番号の記載があるものは対象外。
（例：労働保険関係成立届（事務処理委託届）は種別に「3160」の記載があるため独自様式承認申請の対象外。）
- ④ 法定様式に追加する項目は、事務組合業務に関連する内容であること。また、事務組合の業務負担軽減につながると認められるものであること。
- ⑤ 承認された場合に通知される承認通知書及び承認された独自様式を適切に保管すること。また、法律改正等により法定様式が変更された場合は、改めて承認申請する必要があること。

(2) 承認申請

ア 提出書類

- (ア) 独自様式の使用承認申請書（P22）
- (イ) 承認を受けようとする独自様式（印書したもの）

イ 提出先

北海道労働局総務部労働保険徴収課 事務組合係

(3) 申請結果の通知

申請された独自様式について、北海道労働局において審査の上、承認又は不承認を決定し結果を文書により通知します。

また、審査に時間を要する場合や独自様式の修正及び再提出を求める場合がありますので、余裕をもって申請してください。

なお、事務組合監査などにおいて承認通知書及び承認された独自様式の確認を求める場合がありますので、速やかに提示できるよう適切に保管してください。

(4) 独自様式の使用承認申請書の記載例

独自様式の使用承認申請書

令和〇年〇月〇日

北海道労働局総務部
労働保険徴収課長 殿

労働保険事務組合の名称 ○○○○○○○○

所在地 ○○○○○○○○

代表者氏名 ○○ ○○

下記のとおり当事務組合で独自に作成した様式の使用承認を申請します。

記

1 申請する独自様式の様式番号及び名称

組様式第8号 労働保険料等領収書

2 独自様式を使用する理由

これまで手書きにより作成していたが、パソコンで作成することにより労働保険事務の簡素合理化を図るため。

3 制約事項の了承

申請が承認された場合、承認通知書及び承認された独自様式については、監査などで確認を求められた際に速やかに提示できるよう、適切に保管する必要があることについて了承しております。

また、法律改正等により様式が変更された場合、改めて承認申請する必要があることについても了承しております。

4 担当者及び連絡先

本申請に関する担当者及び連絡先は次のとおりです。

担当者名 ○○ ○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○

メールアドレス ○○○@○○.○○.○○

第2 年度更新関係業務について

1 年度更新の日程・手順について (注) 7/10が閉庁日の場合は翌開庁日

日程	手順	留意事項
2～3月	「給付基礎日額変更申請書」の提出（事前申請）	<ul style="list-style-type: none"> 既加入者について加入継続・給付基礎日額変更の有無の確認。日額変更の場合、「給付基礎日額変更申請書」を提出すること（3/2～3/31の間）。
3月下旬	「賃金等の報告」「一括有期関係書類」の用紙を委託事業主へ配付	<ul style="list-style-type: none"> 諸用紙が配付される（用紙の要求は前年の5月下旬頃に行う）。 年度更新事務手続を正確に処理するため、早めに準備すること。（賃金等の報告＝労働保険料等算定基礎賃金等の報告）
4月中旬	「賃金等の報告」を委託事業主から受理	<ul style="list-style-type: none"> 新規特別加入があれば申請手続をすること。 既加入者について脱退や内容変更があれば、特別加入脱退申請書、変更届を提出すること。 既加入事業場や第二種団体で追加加入がある場合は、変更届を提出すること。
5月中旬	「一括有期事業総括表」及び「一括有期事業報告書」を委託事業主から受理 ※末4（業種番号02）及び末5が対象。	<ul style="list-style-type: none"> 事業場の名称・所在地・事業の概要の確認、変更があれば「名称、所在地等変更届」を提出すること。 第一種特別加入者がいて常時使用労働者が0人の場合は、具体的な雇用計画により年間100日以上雇用見込みがあるか確認すること。年間100日以上雇用見込みがない場合は、特別加入脱退申請書を提出すること。 確認の結果は、申告書、申告書内訳と一緒にP31「報告書」により報告すること。 臨時労働者（パート・アルバイト）の賃金、賞与及び諸手当（通勤手当等）の記入もれがないか委託事業主に確認。
5月下旬	「納入通知書」を委託事業主に送付 「申告書内訳」の作成	<ul style="list-style-type: none"> 事業主が行方不明等で連絡が取れない事業場にも通知書を送付すること。 基幹番号ごとに作成。なお、メリット事業場については、基幹番号ごとに別にまとめて作成すること。 「賃金等の報告」に基づき、枝番号順に作成。年度途中の委託解除事業場分（概算訂正報告済分）も記載すること。 総合計表を別葉で作成し、事務組合の名称・所在地・代表者氏名・担当者氏名を記入のうえ、1枚目に編纂。 組機様式を使用している事務組合は「申告書内訳総括表」を必ず作成添付のこと。 事業主が行方不明等となった場合については、P26の3（1）イ（イ）参照のこと。
5月下旬	労働保険事務組合年度更新等関係諸用紙所要数調査の報告	<ul style="list-style-type: none"> 5月下旬の締切までに翌年度1年間に必要な諸用紙を調査し、期日までに報告すること（労働局に余部がないため、不足のないように期限までに報告すること）。 ※変更がある場合は別途お知らせします。 配付は翌年3～4月予定。

6月上旬	<p>「申告書」を受理 メリット事業場の「労災保険料率決定通知書」を受理</p> <p>「申告書」の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹番号ごと及びメリット事業場分の枚数を確認。 ・申告済概算保険料額が正しく印書されているか確認し、相違があれば事務組合係に問い合わせること。 ・「申告書内訳」に基づき、基幹番号ごとに作成（メリット事業場については個別に作成）すること。 ・申告済概算保険料額が、「申告書内訳」（総合計表）の申告済概算保険料と一致しているか確認。
7月10日迄	<p>委託事業主から保険料を受領</p> <p>「申告書」・「申告書内訳」の提出</p> <p>「給付基礎日額変更申請書」の提出（事後申請）</p> <p>保険料を「領収済通知書」（納付書）により納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業主から保険料等を受領し「労働保険料等領収書」を交付すること（振込・口座振替であっても領収書は要作成）。 ・「労働保険料等領収書」の領収金額・年月日は、訂正できないので書損の取扱いをすること。 ・労働保険料等領収書綴は保険年度ごとに使用し、年度当初に一連番号を付すこと。事務組合控は切り離さず整理保管すること。 ・7月10日（注）までの期限を厳守。 ・「申告書」・「申告書内訳」はセットで、労働局に提出。 ※控は提出せず、労働局用のみ提出すること。 ※第一種特別加入者あり・常時使用労働者0人事業場がある場合はP31「報告書」も一緒に提出すること。 ・特別加入者の月割計算を行った場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を提出すること。 ・すでにメリット適用となっている事業場を新規受託した場合は「労災保険率決定通知書」の写しを添付すること。 ・7月10日（注）までの期限を厳守。 ・第一種・第三種特別加入者は、「給付基礎日額変更申請書」を提出するか、又は「申告書内訳」に変更及び変更後の金額を表示して提出すること。 ・第二種特別加入者は「給付基礎日額変更申請書」を提出すること。 ・7月10日（注）までの期限を厳守。 ・申告書から「領収済通知書（納付書）」を切り離し、領収済通知書を用いて金融機関（日本銀行の本店・支店・代理店又は歳入代理店に限ります）により保険料等を納付。 ・確定不足額、一般拠出金額及び第1期概算保険料額を合算し、1枚の「領収済通知書」（納付書）で納付すること。 ・「領収済通知書」（納付書）の金額欄は訂正できないので、金額誤記入の場合は新しい納付書を事務組合で作成すること。（納付書の予備がない場合は労働局へ連絡する）
7月10日～	委託事業主に対する保険料の還付	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の還付金が生じた委託事業主に対しては、保険料保管額の限度内で、速やかに保険料を還付し、領収書（様式は任意）の交付を受けること。
7月下旬	<p>「滞納事業場報告書」の提出 ※第5-5 参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確定不足、一般拠出金及び概算1期分の滞納事業場について7月10日（注）現在分を作成し、労働局へ提出すること。 ※納期より1日でも遅れた場合は提出すること（納期の翌日に全額納付した場合であっても、納期現在の提出が必要となる）。

2 年度更新関係書類の提出について

北海道労働局へ提出の際には、各様式ごとに重ねていただくようご協力をお願いします。

例) 末尾2、4 (メリット有)、5 (メリット有)、8-002,003 を持っている場合

① 保険料申告書 (領収書は切り離して申告書のみ送付してください)

② 【対象者がいる場合のみ】 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳 (別紙様式第1号/2号)

③ 【組機様式の場合のみ】 申告書内訳総括表

④ 申告書内訳 (甲/乙)

⑤ 【該当がある場合のみ】 還付請求書

⑥ 【末尾8 (特別加入団体) のみ】 第2種特別加入保険料算定基礎額集計表・特別加入団体の特別加入者名簿

⑦ 【末尾5のみ】

一括有期事業総括表

⑧ 【末尾4、5のみ】

一括有期事業報告書 (立木の伐採用/建設用)

⑨ 【申告書内訳(電子)を提出

3 年度更新関係書類の記載例及び留意事項

「令和7年度労働保険年度更新申告書の書き方(労働保険事務組合の皆様へ)」は5月末頃に年度更新申告書等と一緒に送付いたします。

また、厚生労働省ホームページにも掲載されますが、内容の更新は5月頃となります。

なお、年度更新関係様式については、労働局ホームページからダウンロードできます。(HP内で「労働保険事務組合 各種様式」と検索してください)

(1) 継続事業について

ア 労働保険料等算定基礎賃金等の報告

(ア) 「1ヵ月平均使用労働者数」「1ヵ月平均被保険者数」を計算した際、小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数となります。ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切り上げて1名としてください。

(イ) 労災保険については、臨時労働者(パート・アルバイト)、日雇労働者等全ての労働者が対象となります。

(ウ) 出向者について、労災保険は出向先、雇用保険は出向元・出向先において、主たる賃金を受けている事業場で加入となります。

(エ) 派遣労働者は派遣元で加入となります。

(オ) 長期休業者は労働者に算入します。

(カ) 賞与、燃料手当、通勤手当等算入漏れがないか確認してください。

(キ) 在宅勤務・テレワークにおける交通費について、労務提供地が自宅であって、業務の必要上一時的に本社に出社した場合の交通費は、実費弁済と認められ賃金に含みません。労務提供地が会社事務所等とされているため、出勤した場合の交通費は原則として通勤手当となり、賃金に含みます。

(ク) 新型コロナ関連の休業手当は、名称を問わず賃金総額に含みます。ただし、災害見舞金等は含みません。

(ケ) 事業場の名称・所在地、主たる事業等に変更がないか確認してください。変更がある場合は「名称、所在地等変更届」の提出をお願いします。

イ 保険料・一般拠出金申告書内訳

(ア) 母体団体については「**赤字**で囲む」ようお願いします。

(イ) 行方不明等で委託事業主と連絡が取れず、賃金等の報告を受理できない場合、人数は0人・申告済概算保険料と同額で確定保険料の申告をしてください。その場合は必ず「**事業主行方不明のため同額確定**」と記載願います。

また、一般拠出金は申告できませんので「**事業主行方不明のため一般拠出金未計算**」と記載願います(賃金等の報告を受理次第、再確定訂正報告にて申告願います。事業主には確定した金額で再度納入通知書を送付してください)。概算保険料については、仮の額として、前年度の申告済概算保険料と同額で申告してください。その際、労働局に滞納事業場報告書の提出と事業主へ納入通知書の送付が必要となります。

なお、委託解除を検討している場合は、事務組合係に連絡してください。

(ウ) 年度途中で委託解除で概算訂正報告を行った事業場についても、次年度の年度更新時の申告書内訳に記載し、確定保険料の申告を行う必要があります。一般拠出金は概算減額訂正時に申告・納付済のため、確定時の申告書内訳には「一般拠出金申告済」と記載願います(一般拠出金を年度更新で重複申告・納付しないよ

うご注意ください)。

(エ) 常時使用労働者数より被保険者数が多い場合・労災保険賃金総額より雇用保険賃金総額が多い場合は、その理由を余白に記入願います。

例)「出向者あり」、「他番号(末○-枝○○○)で労災加入」等

(オ) 「常時使用労働者数、被保険者数」は、報奨金にも影響しますので正確に記入願います。

(カ) 新規委託の場合、申告書内訳に「新規成立」「個別から移行」「委託換え」等を、その年月日とともに明示願います。また、委託解除の場合も同様に明示願います。

例)「R○○.4.1新規成立」「R○○.4.1委託換01.3.01.999999-001から」等

(キ) 特別加入者が年度途中に加入・脱退した場合は、必ず「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を添付願います(非常に添付もれが多いです)。

(ク) 申告書内訳で変更できるのは、前年度から加入している中小事業主等の特別加入者の「給付基礎日額のみ」です。特別加入者の加入・脱退は各種届出が必要であり、業種や事業場名が変更になっている場合は「名称、所在地等変更届」の提出が必要です。

(ケ) 概算保険料0円、又は第一種特別加入者保険料のみの概算申告は認められません。

(コ) **事務組合控は提出せずに保管してください。**労働局から訂正指示があった箇所については、控を必ず訂正し、次年度の年度更新時に同じ訂正指示を受けないようにしてください。

(サ) 組機様式を使用している場合は、各頁の最下行に頁小計を記載するようにしてください。

(シ) 申告書内訳の内容は、労働局でシステム入力しますので、確認しやすいフォントの大ききで作成してください。

ウ 保険料等申告書

(ア) **申告済概算保険料額が、申告書内訳に記載した申告済概算保険料と相違していないか確認してください。**相違している場合は、事務組合係までご連絡ください。

(イ) 常時使用労働者数、雇用保険被保険者数を記載してください。

(ウ) 法人番号は、事務組合として法人番号を取得している場合のみ記載してください。

(エ) 申告書は申告書内訳と一緒に、労働局へ提出してください(申告書と領収済通知書(納付書)は切り離して、領収済通知書(納付書)のみを金融機関(日本銀行の本店・支店・代理店又は歳入代理店に限ります)へ提出し、労働保険料等を納付してください)

(オ) **事業主控は提出せずに保管してください。**労働局から訂正指示があった箇所については控を必ず訂正してください。

(2) 一括有期事業について

ア 建設事業

(ア) 一括有期事業報告書について

一括有期事業報告書の作成に当たり、以下のa~eに注意して記入するほか、記入した内容を工事請負契約書・注文書・請(負)書・工事見積(内訳)書等と照合するよう事業主に指導してください。

- a 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了した元請工事等であって、その概算保険料の額が160万円未満で、かつ、請負金額が税抜1億8,000万円未満であった工事（共同企業体による工事を除く）を確認し記入してください。
- また、一括された個々の事業については、その後、事業の規模の変更等があった場合でも、あくまで当初の一括扱いとなり、新たに独立の有期事業として取り扱いません。
- なお、当初、独立の有期事業として保険関係が成立した事業は、その後事業の規模の変更等があった場合でも、一括扱いの対象となりません。
- b 「報告書」は、事業の種類（保険率表による業種）毎に分けて作成してください。
- c 請負金額が500万円未満の工事については、事業の種類ごとに「〇〇工事外〇〇件」と、合算し記入しても差し支えありませんが、労働局から具体的に工事内容を照会する場合がありますので全ての工事を把握してください。
- d 請負金額は消費税を除いた額とし、また、事業の期間・請負金額に変更があったものは、変更後のものを記入してください。
- e 小規模工事・追加工事等の算入もれがないよう正確に作成してください。

(イ) 保険料・一般拠出金申告書内訳（組様式第6号甲）について

- a 特別加入保険料については、「成立届」（変更があった場合は「名称、所在地等変更届」）で届け出している、事業の種類（主たる事業の種類）の保険料率により算定してください。主たる事業とは、当該事業場が元請にて行う一括有期の範囲内の事業であり、かつ賃金総額の最も大きい事業の種類となります。また、確定年度の元請工事が一切なかった場合においても、主たる事業の種類は、過去の元請工事の実績と事業の実態を踏まえて、元請工事だけを想定した一括有期の範囲内の事業によることとなります。

【例】事業場全体では、下請工事の35建築事業が8割で、元請工事（一括有期）の38既設建築物設備工事業が2割と少ない場合であっても、主たる事業の種類は38既設建築物設備工事業となります。

- b 常時使用労働者数については、報奨金の算定基準となりますので、年度における1日平均使用労働者数を正確に記入してください。

また、一般保険料に係る確定保険料がある場合は、労災保険の対象となった労働者数を算定しますので、自社に加え労災保険の対象となった他社の下請負事業者の労働者も含めて算定してください。

なお、下請工事のみ（元請工事なし）で一般保険料に係る確定保険料が0円でも、下請工事に使用した自社労働者がいる場合は、一括有期事業に使用した労働者とみなして人数を記入してください。

$$1 \text{ 日平均使用労働者数} = \frac{\text{年度中の延使用労働者数（臨時、日雇を含む）}}{\text{年度中の所定労働日数}}$$

（小数点以下の端数は切り捨てますが1人未満の場合は1人とします。）

イ 木材伐出業

一括有期事業報告書の作成に当たり、以下の（ア）～（ウ）に注意して記入するほか、記入した内容を立木売買契約書・野帳・雇入通知書（控）・労働者名簿・出勤簿・賃金台帳等と照合するよう事業主に指導してください。

- (ア) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了した「木材伐出業

」であって、その概算保険料の額が160万円未満で、かつ、素材の見込生産量が1,000立方メートル未満であった事業を確認し記入してください。

- (イ) すべての労働者に対して支払われた保険料対象賃金を正確に把握し、諸手当・賞与等についても算入もれがないように記入してください。
- (ウ) 木材伐出（立木の伐採、造材、集材若しくは運材及びこれらの付帯作業）の作業現場ごとに区分して、素材の生産量（立方メートル）・延労働者数・支払賃金総額（保険料対象賃金額）等を記入してください。

(3) 特別加入関係について

ア 第一種特別加入者の保険料申告書内訳（特別加入者欄）について

- (ア) 氏名欄は「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」と突合し確認のうえ記入してください。
- (イ) 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」により、第一種特別加入確定保険料があり常時使用労働者が0人の場合は、具体的な雇用計画（ハローワーク・広告媒体への求人掲載、知人への紹介依頼等）により年間100日以上雇用が見込まれるか確認してください。
- (ウ) 承認を受けている特別加入者全員について氏名を記入し、継続、変更等が分かるように表示をしてください。
- (エ) 特別加入者欄に氏名を書ききれない場合は必ず別紙を作成し添付してください。
- (オ) 給付基礎日額欄は、承認されている給付基礎日額を記入してください。

給付基礎日額の変更については事前申請期間として「**3月2日から3月31日まで**」の間に、「**給付基礎日額変更申請書**（特様式第2号）」を労働局長に提出する方法があります。

また、上記の方法以外に事後申請期間として年度更新期間「**6月1日から7月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで**」の間に、「**給付基礎日額変更申請書**（特様式第2号）」を労働局長あて提出する方法と、申告書内訳の区分欄に「変更」と表示して、次年度の希望する給付基礎日額を記入する方法があります。

事後申請の場合、いずれの方法であっても年度更新期間中に提出がされないと日額変更はできません。

なお、事後申請については、4月1日以降、事後申請の書類が労働局長に提出されるまでの間に災害が発生していると変更は認められませんので、ご注意ください。

- (カ) 給付基礎日額については、「3,500円から25,000円」の間で定められており、「特別加入保険料算定基礎額月割早見表」（P33参照）に掲げている給付基礎日額以外は認められないので注意してください。
- (キ) 特別加入保険料は、「保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）×保険料率（メリット対象事業場はメリット料率）」により計算してください。

末尾5の一括有期事業（建設業）に係る特別加入保険料は、「成立届」（変更が

あった場合は「名称、所在地等変更届」）で登録されている事業の種類（建設業として成立している保険関係の業種の最初の2桁「3●」）の保険料率を用いてください。

(ク) 特別加入者の月割計算対象者がいる場合は、必ず「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を添付してください。

イ 第二種特別加入者保険料の申告について

(ア) 給付基礎日額別に特別加入者数を集計した「特別加入保険料算定基礎額集計表」及び「特別加入者名簿」を添付し申告してください。

(イ) 給付基礎日額の変更を希望する場合は、**事前申請期間**の「**3月2日から3月31日まで**」若しくは、**事後申請期間**の年度更新期間「**6月1日から7月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで**」に「**給付日額変更申請書（特様式第2号）**」を、労働局長に提出してください。

※**“年度更新時の申告書内訳への記入では変更はできません”**が、それ以外の取扱いは第一種特別加入者と同様です。

(ウ) 特別加入者の月割計算対象者がいる場合は、必ず「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を提出してください。

(エ) 第二種特別加入については、一人親方等の団体を適用事業、その代表を事業主とみなし、その団体の構成員である一人親方等をその団体に使用される労働者とみなして申告することとなります。**申告額は、集計表をもとに円単位までの個々の特別加入者の算定基礎額を合計した後、千円未満を切り捨てた額に保険料率を乗じて算出する方法により算出します（個々の算定基礎額の千円未満を切り捨ててから合計する方法ではありません）。**

ウ 第三種特別加入者保険料の申告について

(ア) 第3種特別加入保険料申告内訳名簿には、個々の特別加入者の派遣先国名や給付基礎日額等を記入してください。

また、給付基礎日額の変更や特別加入を脱退した者がいる場合は併せて記入してください。

(イ) 特別加入者の月割計算対象者がいる場合は、必ず「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を提出してください。

(ウ) 第3種特別加入保険料申告内訳には、上記（ア）、（イ）を基に保険料算定基礎額総計で保険料額を計算し記入してください。

エ 「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」について

特別加入者が年度途中の変更（加入・脱退）によって、保険料算定の際に月割計算を行った場合に提出が必要となります。作成については次の点に留意して「**申告書**」・「**申告書内訳**」と併せて**年度更新時に提出**してください。

(ア) 年度途中で新規に特別加入者となった者

当該申請に係る承認日の属する月から年度末までの月数

(イ) 年度途中で特別加入者に該当しなくなった者

年度当初から脱退承認日又は異動日の属する月までの月数

オ 報告書（第一種特別加入者のいる事業場に対する雇用実態の確認）記載例

記載例（雇用見込みなし）
別紙

報 告 書

（「常時使用労働者0人かつ第一種特別加入確定保険料あり」事業場への確認）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

北海道労働局総務部労働保険徴収課長 殿

事務組合名 ○○○○○○
担当者名 ○○ ○○

第一種特別加入者に係る確定保険料申告事業場のうち、常時使用労働者が0人の事業場に対して具体的な雇用計画を確認し、下記のとおり今後の雇用見込みを確認しましたので報告します。

記

1 全ての対象事業場において年間100日以上雇用見込みがあることを確認済。

2 下記の事業場は年間100日以上雇用見込みがないことを確認済。
 なお、下記以外の事業場は年間100日以上雇用見込みがあることを確認済。

基幹番号	枝番号	事業場名	脱退予定
912340	112	株式会社○○	8月に特別加入脱退申請書提出予定
912375	25	株式会社○○	7月31日付けで委託解除予定

2 にチェックをつけた場合はこちらの表も記入願います。

※1 か2 いずれかにをつけてください。
 ※2 にをつけた場合は表内も記入してください。
 ※表の欄が不足する場合は続紙を使用してください。

提出期間：6月1日～7月10日

提出先：北海道労働局総務部労働保険徴収課（担当：事務組合係）

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎8階

カ 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳記載例

別紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
(労働保険事務組合用)

令和 **△** 年度分 1 枚のうち 1 枚目

労働保険 番号	府県	所管	管轄	基 幹 番 号					
	0	1	3	9	9	9	0	0	0

枝 番号	特別加入者 氏 名	給付基礎 日 額	当該保険料算定期間 における特別加入期間	特 例 に よる 理 由	加入 月数	1月分の保険 料算定基礎額	特例による保険 料算定基礎額
2	A本 太郎	12,000 円	△年 4 月 1 日 ～ △年 8 月 31 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	5 月	365,000 円	1,825,000 円
9	B川 智子	10,000 円	×年 2 月 1 日 ～ ×年 3 月 31 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	2 月	304,167 円	608,334 円
9	B川 洋子	7,000 円	×年 2 月 1 日 ～ ×年 3 月 31 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	2 月	212,917 円	425,834 円
9	B川 光	5,000 円	×年 2 月 1 日 ～ ×年 3 月 31 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	2 月	152,084 円	304,168 円
計	4 人						3,163,336 円

上記のとおり報告します。

〇〇 × 年 × 月 × 日 郵便番号(〇〇〇 - 〇〇〇〇)
電話番号(〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇)

北海道 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険の事務組合 名称 労働保険事務組合 〇〇協同組合 所在地 札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇

代表者氏名 会長 〇〇 〇〇 押印
不要

※年度途中の加入・脱退がある場合は必ず作成・添付してください。

特別加入者が複数人いる場合の特別加入保険料計算方法
例： 枝9（保険料率13/1,000）

<正しい計算方法>

個々の加入者の算定基礎額を円単位まで合計後、千円未満を切り捨てた額に保険料率を乗じて算出。

$$608,334円 + 425,834円 + 304,168円 = 1,338,336円$$

$$1,338千円 \times 13/1,000 = \underline{17,394円}$$

<よくある誤り>

個々の加入者の算定基礎額を千円未満切り捨てた額を合計した額に保険料率を乗じて算出。

$$608,000円 + 425,000円 + 304,000円 = 1,337,000円$$

$$1,337千円 \times 13/1,000 = \underline{17,381円}$$

キ 特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付 基礎日額	保険料 算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

※特例計算（月割）による保険料算定基礎額

$$= \left[\text{保険料算定基礎額} \div 12 \text{（小数点以下切り上げ）} \right] \times \text{【加入月数】}$$

※特別加入者が複数人いる場合、申告額は個々の加入者の算定基礎額を円単位まで合計した後、千円未満を切り捨てた額に保険料率を乗じて算出します。

(4) メリット制適用事業場の申告方法等について

労災保険率は、事業主間の負担の公平を図るため、「事業の種類」ごとの災害率に応じて定められていますが、事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力等によって、個々の事業ごとの災害率にはかなりの高低が認められます。

そこで、事業主の負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進するために、たとえ同業種の事業であっても、一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率の高低に応じて、労災保険率から非業務災害率（通勤災害に係る率）を減じた率を40%（立木の伐採の事業については35%）の範囲内で増減させる制度が設けられています。これが労災保険に係る「メリット制度」と呼ばれるものです。

ア 継続メリット制の要件

継続メリット制の適用を受ける事業は、以下に示す「事業の継続性」と「事業の規模に関する要件を同時に満たしていることが必要です。

(ア) 事業の継続性

連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（以下「基準となる3月31日」という。）現在において、労災保険に係る労働保険の保険関係が成立した後3年以上経過していること。

(イ) 事業の規模

a 基準となる3月31日の属する保険年度から過去に遡って連続する3保険年度中の各保険年度において、次のいずれかの要件を満たしていること。

(a) 100人以上の労働者を使用する事業であること。

(b) 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業に係る基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が、0.4以上であること。つまり、

$$\text{労働者数} \times (\text{基準となる労災保険率} - \text{非業務災害率}) \geq 0.4$$

を満たす事業であること（非業務災害率は、平成21年4月1日から1,000分の0.6）。

b 有期事業の一括が行われている建設の事業及び立木の伐採の事業については、確定保険料の額が40万円以上である事業であること。

イ メリット制適用の保険率

メリット制の適用のある事業場については、労働保険料の年度更新申告書と併せて当該年度に係る「労災保険率決定通知書」を送付しています。

ウ 継続メリット制適用事業場の申告方法

継続メリット制が適用となった事業場は、一般の事業場とは別に管理することになりますので、「申告書」「申告書内訳」もそれぞれ一般の事業場とは別葉で作成してください。「申告書」はメリット制適用事業場（枝番号）ごとに、「申告書内訳」は末尾ごとにまとめて作成し、上部余白に「メリット適用分」と表示してください。

(ア) 新規メリット適用事業場

新規にメリット制が適用となった事業場については、年度当初に労働局から文書にてお知らせしています。一元事業・二元事業とも、確定保険料は本体（枝番号000のこと）で処理し、概算保険料より「労災保険率決定通知書」に記載された料率にて申告し、以後個別に管理することになります。

(イ) メリット制の非適用となる事業場

前年度はメリット制が適用されていた事業場で、今年度はメリット制の適用要件を満たさなくなった場合についても、年度当初に労働局から文書にてお知らせしています。

この場合は、確定保険料は個別で申告し、概算保険料から本体に戻して申告及び納付をすることとなります。その際に確定保険料が申告済概算保険料を下回る場合は、還付請求書を申告書と併せて提出し、概算保険料へ充当若しくは還付することとなります。

エ 留意事項

(ア) すでにメリット制適用となっている事業場を新規受託した場合は、初めから個別に管理を行い、当該事業場に送付されている「労災保険率決定通知書」により労災保険率を把握することになります。

また、この場合、年度更新時にはその通知書の写しを「申告書」に添付してください。

(イ) メリット制適用の事業場が個別移行や委託換えとなる場合、メリット制適用の労災保険率を把握できるよう「労災保険率決定通知書」の写しを当該事業場へ配付してください。

第3 労働保険料等の訂正報告について

1 訂正報告の種類

(1) 確定保険料の訂正報告（記載例P40～46）

申告した確定保険料に誤りがあった場合、又は、遡及して確定保険料の算定をする必要がある場合に報告します。（以下「再確定訂正報告」という。）

なお、保険関係成立届（事務処理委託届）を提出する前に雇用保険被保険者となるべき者が失業していた場合は、再確定訂正報告をすることができません。該当する場合は、事務組合係までご連絡ください。

(2) 概算保険料の訂正報告（記載例P47～50）

次のア又はイに該当する場合に報告します。（以下「概算訂正報告」という。）

ア 概算増額訂正報告

(ア) 年度更新手続き後に新規・委託替の事業場から委託を受けた場合

(イ) 年度更新手続き後に個別加入している事業場から委託を受けた場合

※P38「5 年度途中に個別加入事業場の委託を受けた場合について」参照

(ウ) 賃金総額の見込額が当初申告額の2倍を超え、かつ、概算保険料の増加額が13万円以上となる場合

※(ア)及び(イ)以外の場合、この要件を満たさない変動については、概算増額訂正報告の対象外です。翌年の年度更新時に確定保険料として処理してください。

イ 概算減額訂正報告

(ア) 年度更新手続き後に委託解除があった場合

(イ) 賃金総額の見込額が当初申告額の2分の1以下となり、かつ、納入困難等により事業主が概算保険料の減額を必要とする場合

※委託解除以外の場合、この要件を満たさない変動については、概算減額訂正報告の対象外です。翌年の年度更新時に確定保険料として処理してください。

2 訂正報告の提出書類及び提出先

(1) 提出書類

ア 再確定訂正報告

(ア) 保険料申告書

(イ) 保険料申告書内訳（末尾2・8以外は一般拠出金内訳も必要です）

(ウ) 保険料申告書内訳総括表（組機様式（コンピュータ様式）使用事務組合のみ）

※総括表を提出しない場合は、申告書内訳に事務組合名および事務組合代表者名を記入してください。

(エ) 労働保険料一般拠出金還付請求書（再確定減額訂正報告時のみ必要）

イ 概算訂正報告

(ア) 保険料申告書

(イ) 保険料申告書内訳（末尾2・8以外かつ委託解除の場合は、一般拠出金内訳も必要です）

(ウ) 保険料申告書内訳総括表（組機様式（コンピュータ様式）使用事務組合のみ）

※総括表を提出しない場合は、申告書内訳に事務組合名および事務組合代表者

名を記入してください。

(2) 提出先

北海道労働局総務部労働保険徴収課 事務組合係（全ての末尾分）

3 訂正報告提出の際の留意事項

(1) 再確定・概算訂正報告共通

- ア 原則として、「事業主控」・「事務組合控」は提出しないようにしてください。
- イ 書類作成にあたっては、当該事業主から「賃金等の報告」等の提出を求め、内容を確認のうえ、作成してください。
- ウ 異なる種類の訂正報告（増額訂正と減額訂正、概算訂正と再確定訂正、メリット事業場分等）は、その種類ごと別々に作成してください。
なお、増額訂正と減額訂正を同時に提出する場合は、増額→減額の順番で保険料等を計算してください。
- エ 第二種特別加入（末尾8）の訂正報告については、上記の書類に加え、「第2種特別加入 保険料算定基礎額集計表」及び変更部分の「特別加入団体の特別加入者名簿」も併せて提出ください。
- オ 末尾8についても、増額訂正と減額訂正は合算せず別々に作成し提出してください。
また、申告書には一人親方団体名ではなく事務組合名を記載してください。（ゴム印可）

(2) 概算訂正報告

- ア 年度途中の廃止等による概算訂正報告は、申告済概算保険料の訂正処理のみであり、確定保険料の申告ではありませんので、年度更新時には確定保険料の申告が必要です。
- イ 委託解除による概算減額は事業主から「賃金等の報告」を受領し、確定した金額を記載してください。（一般拠出金が発生→事務組合で納付書を作成し、速やかに納付。記入例→P59）

4 訂正報告の提出期限及び納付期限

(1) 再確定訂正

速やかに申告・納付をしてください。なお、時効は2年です。

※時効完成日は年度更新の申告日・訂正内容によって異なるため、時効に係る可能性がある場合は、必ず労働局に確認してください。

(2) 概算訂正報告

とりまとめ期間	提出期間	概算訂正に対応する期	増・減額分の納付方法
年度更新後～ 9月15日	9月16日～ 9月30日	2期・3期	増額分を2分割する。減額分はP51～58を参照。2・3期は増・減額した納付書が届く。
9月16日～ 12月13日	12月14日～ 12月28日	3期	増額分を3期に納付。減額分はP51～58を参照。3期は増・減額した納付書が届く。
12月14日～ 3月31日	年度更新時に確定保険料として処理		

※各期日が土・日・祝日に当たる場合は、翌開庁日が提出・納付期限となります。

ア 一般拠出金については、2期又は3期納付分として送付される領収済通知書（納付書）に記載されないため、別途作成し、概算訂正報告関係書類提出後、速やかに納付してください。

イ 「とりまとめ期間」及び「提出期間」を厳守してください。「提出期間」を過ぎると受理できませんので、次の提出期間に提出してください。

なお、3期の提出期間を徒過した場合は、年度更新時に確定保険料として処理してください。

ウ 一括で納付している場合は、原則、増額訂正報告のみとなります。この場合も「とりまとめ期間」及び「提出期間」を厳守してください。

なお、領収済通知書（納付書）は送付されないため、別途作成し、概算訂正報告関係書類提出後速やかに納付してください。

エ 破産が発生した場合には、提出期間に関係なく事務組合係に相談してください。提出書類は随時伝達しますので、まずは事務組合係までご連絡ください。適正かつ迅速に処理願います。

5 年度途中に個別加入事業場の委託を受けた場合について

(1) 委託時に第一種特別加入者の申請がない場合

概算増額訂正報告は必要ありません。当該年度の保険料の確定申告・納付までを個別加入のときの労働保険番号で行い、翌年度の概算保険料から事務組合の労働保険番号で申告・納付してください。

なお、事務組合において、個別加入分に係る手続きを行わない場合は、事業主に対して翌年度の年度更新時に個別加入分の確定申告のみを行うよう指導してください。

(2) 委託時に第一種特別加入者の申請がある場合

概算保険料申告書を提出済の個別事業主から第一種特別加入者の委託も併せて受けた場合は、委託前までの個別加入分を確定精算し、委託後からの一般保険料及び特別加入保険料ともに概算増額訂正報告を行ってください。

なお、事務組合において、個別加入分に係る手続きを行わない場合は、事業主に対して確定精算を行うよう指導してください。

- ※特定の基幹番号の末尾のみ委託時に第一種特別加入者の申請がある場合、当該末尾のみ（２）の処理を行い、第一種特別加入者の申請がない他の末尾については（１）の処理を行ってください。
- ※個別加入分に係る手続きについては、適用係（011-776-6165、011-776-6172、011-738-5351）へお問い合わせください。

(3) 還付請求書記載例

様式第8号 (第36条関係)

労働保険 労働保険料 還付請求書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別
労働保険料・一般拠出金

再確定減額の際は必ず提出してください

全額充当の場合は①欄の記載は不要です。

種別
3 1 7 5 1

労働保険番号

0 1 3 2 4 9 3 0 0 0 0 - 0 0 0 0

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関 (金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称 (漢字) **〇〇銀行** 事務組合の口座を記入してください。
(事業主に直接還付するものではありません)

支店名称 (漢字) **△△△支店**

種別 1 (普通) 口座番号 0 0 0 0 1 1 2 3

フリガナ **北海道労働保険事務組合 北海道△△協同組合 会長 〇〇 〇〇**

末尾全体の総額の差額が還付金 (充当金) となります。

口座名義人は省略せずに、フリガナも記入してください。

② 還付請求額 (注意) 各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額	2 9 3 4 2 0 0	(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額	2 9 0 1 4 4 0	(ウ) 差額	3 2 7 6 0
(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額 (詳細は以下③)	2 0 0 0 0	(ヘ) 一般拠出金に充当	0	(ホ) 労働保険料等に充当	0
(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (イ) - (エ)	1 2 7 6 0	(ク) 納付した一般拠出金	4 4 3 7	(ケ) 改定した一般拠出金	4 3 8 6
		(コ) 差額	5 1	(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額 (詳細は以下③)	
		(シ) 一般拠出金に充当	0	(ス) 労働保険料等に充当	0
		(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス)	5 1		

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
0 1 3 2 4 9 3 0 0 0 0 - 0 0 0 0	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	20,000円
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します。
令和〇〇年 △△月 ××日

(郵便番号 ××× - ××××) 電話 (011 - ××× - 〇〇〇〇番)

住所 **札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇**
事業主 名称 **労働保険事務組合 北海道△△協同組合**
氏名 **会長 〇〇 〇〇**

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿
北海道労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

記名押印又は署名
押印不要

充当先事業の労働保険番号、種別、期別及び充当額を記載してください。
ただし、充当先は同じ事業場となります。

(この欄には記入しないで下さい)

歳入徴収官	部長	課室長	補佐	係長	係
-------	----	-----	----	----	---

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号
--------------------	------------------------------	----	------

- (注意)
- ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
 - 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
 - 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

8 概算増額訂正報告について

(1) 申告書記載例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

訂正内容を朱書きで記入してください。

概算増額訂正報告

訂正内容を朱書きで記入してください。

増額後の末尾全体の総額を記入してください。

増額前の総額を記入してください。

提出時期に注意して期別ごとの純増額を記入してください。

純増額を記入してください。

押印不要

社会保険 労働士 記載欄

よりとり線(1枚目はきりはなさないで下さい。)

9 概算減額訂正報告について

(1) 申告書記載例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

提出用

〇〇年△△月××日

あて先 〒060-8566

北海道労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

訂正内容を朱書きで記入してください。

概算減額訂正報告

32700

〇1324930000-000

訂正後の末尾全体の総額を記入してください。

390814
107745
283069

減額前の総額を記入してください。

提出時期に注意して
期別ごとの純減額を
記入してください。

純減額を記入してください。

一般拠出金の額を記入し、
納付してください。

236

1,038,679
△647,865

△221,506
△426,359

押印不要名

札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇
労働保険事務組合 北海道△△協同組合
会長 〇〇 〇〇

氏 電話番号

社会保険
労働士
記載欄

作成年月日・
提出代行者・
事務代理者の表示

まりとり線(1枚目はきりはなさないで下さい。)

(3) 減額金額について

ア 滞納のない事業場を委託解除する場合

(ア) 2期(訂正報告期間:9月16日~30日、閉庁日の場合は翌開庁日)に提出する場合

a 既納付額が確定保険料を下回る場合

事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。

また、一般拠出金は事業場から徴取し、概算減額訂正報告時に納付します。(P59参照)

【委託事業場】

申告済概算保険料	¥300,000	➡	減額金額	¥180,000
確定保険料	¥120,000		(うち1期	¥0 2期 ¥80,000 3期 ¥100,000)
一般拠出金	¥220			

委託事業場	概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥100,000	概3期徴定額	¥100,000
	納付済					
	↓		↓		↓	
	概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥20,000	概3期徴定額	¥0
	納付済					

↓ 一般拠出金を委託事業場から ¥220 徴取する

【事務組合】

申告済概算保険料	¥3,000,000	➡	減額金額	¥180,000
一般拠出金	¥220		(うち1期	¥0 2期 ¥80,000 3期 ¥100,000)
(委託解除事業場にかかる分)				

事務組合	概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥1,000,000	概3期徴定額	¥1,000,000
	納付済					
	↓		↓		↓	
	概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥920,000	概3期徴定額	¥900,000
	納付済		(納付書の額)		(納付書の額)	

↓ 委託事業場より徴収した一般拠出金 ¥220 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

① 申告済概算保険料額				① 申告済概算保険料額				3,000,000 円			
② 差引額				② 増加概算保険料額				△180,000 円			
③ 期別納付額				④ 事業又は作業の種類				⑤ 保険関係成立年月日			
第1期				第2期				第3期			
第2期				第3期				第4期			
第3期				第4期				第5期			
第4期				第5期				第6期			
第5期				第6期				第7期			
第6期				第7期				第8期			
第7期				第8期				第9期			
第8期				第9期				第10期			
第9期				第10期				第11期			
第10期				第11期				第12期			
第11期				第12期				第13期			
第12期				第13期				第14期			
第13期				第14期				第15期			
第14期				第15期				第16期			
第15期				第16期				第17期			
第16期				第17期				第18期			
第17期				第18期				第19期			
第18期				第19期				第20期			
第19期				第20期				第21期			
第20期				第21期				第22期			
第21期				第22期				第23期			
第22期				第23期				第24期			
第23期				第24期				第25期			
第24期				第25期				第26期			
第25期				第26期				第27期			
第26期				第27期				第28期			
第27期				第28期				第29期			
第28期				第29期				第30期			
第29期				第30期				第31期			
第30期				第31期				第32期			
第31期				第32期				第33期			
第32期				第33期				第34期			
第33期				第34期				第35期			
第34期				第35期				第36期			
第35期				第36期				第37期			
第36期				第37期				第38期			
第37期				第38期				第39期			
第38期				第39期				第40期			
第39期				第40期				第41期			
第40期				第41期				第42期			
第41期				第42期				第43期			
第42期				第43期				第44期			
第43期				第44期				第45期			
第44期				第45期				第46期			
第45期				第46期				第47期			
第46期				第47期				第48期			
第47期				第48期				第49期			
第48期				第49期				第50期			
第49期				第50期				第51期			
第50期				第51期				第52期			
第51期				第52期				第53期			
第52期				第53期				第54期			
第53期				第54期				第55期			
第54期				第55期				第56期			
第55期				第56期				第57期			
第56期				第57期				第58期			
第57期				第58期				第59期			
第58期				第59期				第60期			
第59期				第60期				第61期			
第60期				第61期				第62期			
第61期				第62期				第63期			
第62期				第63期				第64期			
第63期				第64期				第65期			
第64期				第65期				第66期			
第65期				第66期				第67期			
第66期				第67期				第68期			
第67期				第68期				第69期			
第68期				第69期				第70期			
第69期				第70期				第71期			
第70期				第71期				第72期			
第71期				第72期				第73期			
第72期				第73期				第74期			
第73期				第74期				第75期			
第74期				第75期				第76期			
第75期				第76期				第77期			
第76期				第77期				第78期			
第77期				第78期				第79期			
第78期				第79期				第80期			
第79期				第80期				第81期			
第80期				第81期				第82期			
第81期				第82期				第83期			
第82期				第83期				第84期			
第83期				第84期				第85期			
第84期				第85期				第86期			
第85期				第86期				第87期			
第86期				第87期				第88期			
第87期				第88期				第89期			
第88期				第89期				第90期			
第89期				第90期				第91期			
第90期				第91期				第92期			
第91期				第92期				第93期			
第92期				第93期				第94期			
第93期				第94期				第95期			
第94期				第95期				第96期			
第95期				第96期				第97期			
第96期				第97期				第98期			
第97期				第98期				第99期			
第98期				第99期				第100期			

さりとて、繰上り納付(1枚目はさりとてはなさないで下さい。)

(イ) 3期（訂正報告期間：12月14日～28日、閉庁日の場合は翌閉庁日）に提出する場合

a 既納付額が確定保険料を下回る場合

1期、2期ともに納付済であるため、3期で全額減額をします。

また、一般拠出金は事業場から徴収し、概算減額訂正報告時に納付します。

(P59参照)

【委託事業場】

申告済概算保険料 ¥300,000
 確定保険料 ¥220,000
 一般拠出金 ¥260

減額金額 ¥80,000
 (うち1期 ¥0 2期 ¥0 3期 ¥80,000)

概1期徴定額 ¥100,000 納付済	概2期徴定額 ¥100,000 納付済	概3期徴定額 ¥100,000
↓	↓	↓
概1期徴定額 ¥100,000 納付済	概2期徴定額 ¥100,000 納付済	概3期徴定額 ¥20,000

一般拠出金を委託事業場から ¥260 徴収する

【事務組合】

申告済概算保険料 ¥3,000,000
 一般拠出金 ¥260
 (委託解除事業場にかかる分)

減額金額 ¥80,000
 (うち1期 ¥0 2期 ¥0 3期 ¥80,000)

概1期徴定額 ¥1,000,000 納付済	概2期徴定額 ¥1,000,000 納付済	概3期徴定額 ¥1,000,000
↓	↓	↓
概1期徴定額 ¥1,000,000 納付済	概2期徴定額 ¥1,000,000 納付済	概3期徴定額 ¥920,000 (納付書の額)

委託事業場から徴収した一般拠出金 ¥260 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑤ 申告済概算保険料額		⑤ 申告済概算保険料額 3,000,000 円	
⑥ 差引額		⑥ 増加概算保険料額 △80,000 円	
⑦ 期別納付額		⑦ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ⑦ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない	
第1期	第2期	第3期	260 円
		△80,000 円	
⑧ 所在地 (イ) (ロ) 名称		⑧ 事業又は作業の種類 札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇 労働保険事務組合 北海道△△協同組合	
		⑧ 代表者 (イ) 住所 (法人のときはその事務所) (ロ) 名称 (ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名) 会長 〇〇 〇〇	

きりとり線(1枚目はきりはなさないで下さい。)

- b 既納付額が確定保険料を上回り、還付が発生する場合
 1期及び2期は納付済であるため、3期で全額減額します。
 また、事業場との関係では還付金が発生しているため、保険料還付金額から一般拠出金を除いた額を事務組合保管額から還付します。
 なお、**一般拠出金は、概算減額訂正報告時に納付します。** (P59参照)

【委託事業場】

申告済概算保険料	¥300,000	⇒ 減額金額	¥120,000					
確定保険料	¥180,000		(うち1期	¥0	2期	¥0	3期	¥100,000)
一般拠出金	¥240							+ 還付 ¥20,000

委託事業場	概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥100,000	概3期徴定額	¥100,000
	納付済		納付済			
委託事業場	概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥100,000	概3期徴定額	¥0
	納付済		納付済			

↓
 保険料還付金額から一般拠出金に充当処理し
 事務組合保管額から ¥19,760 委託事業場に還付

【事務組合】

申告済概算保険料	¥3,000,000	⇒ 減額金額	¥120,000					
一般拠出金	¥240		(うち1期	¥0	2期	¥0	3期	¥120,000)
(委託解除事業場にかかる分)								

事務組合	概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥1,000,000	概3期徴定額	¥1,000,000
	納付済		納付済			
事務組合	概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥1,000,000	概3期徴定額	¥880,000
	納付済		納付済		(納付書の額)	

↓
 委託事業場への還付金から一般拠出金に充当処理し
 事務組合保管額から ¥240 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

④申告済概算保険料額		④申告済概算保険料額		3,000,000	円
⑤差引額		⑤増加概算保険料額		△120,000	円
⑥期別納付額		⑥期別納付額		240	円
⑦加入している労働保険		⑦加入している労働保険			
⑧事業主		⑧事業主		札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇 労働保険事務組合北海道△△協同組合 会長 〇〇 〇〇	

※ 記入事項は任意です。印字は不要です。

イ 滞納がある事業場を委託解除する場合

(ア) 2期(訂正報告期間:9月16日~30日、閉庁日の場合は翌開庁日)に提出する場合

a 既納付額が確定保険料を下回る場合

事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。

また、一般拠出金は事業場から徴収し、概算減額訂正報告時に納付します。

(P59参照)

【委託事業場】

申告済概算保険料	¥300,000	⇒ 減額金額	¥180,000					
確定保険料	¥120,000		(うち1期	¥0	2期	¥80,000	3期	¥100,000)
一般拠出金	¥220							

概算1期滞納	¥20,000	委託事業場	概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥100,000	概3期徴定額	¥100,000
	納付済		¥80,000	滞納	¥20,000			
減額処理後			↓		↓		↓	
・概1期滞納¥20,000			概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥20,000	概3期徴定額	¥0
・概2期滞納¥20,000			納付済	¥80,000				
			滞納	¥20,000				

↓ 一般拠出金を委託事業場から ¥220 徴収する

【事務組合】

申告済概算保険料	¥3,000,000	⇒ 減額金額	¥180,000					
一般拠出金	¥220		(うち1期	¥0	2期	¥80,000	3期	¥100,000)
(委託解除事業場にかかる分)								

概算1期滞納	¥20,000	事務組合	概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥1,000,000	概3期徴定額	¥1,000,000
	納付済		¥980,000	滞納	¥20,000			
			↓		↓		↓	
			概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥920,000	概3期徴定額	¥900,000
			納付済	¥980,000	(納付書の額)		(納付書の額)	
			滞納	¥20,000				

↓ 委託事業場から徴収した一般拠出金 ¥220 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑩ 申告済概算保険料額		⑪ 申告済概算保険料額		3,000,000 円	
⑫ 差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	⑬ 増加概算保険料額	△180,000 円	
	(ロ) 還付額		⑭ 法人番号		
⑮ 期別納付額	第1期	第2期	第3期	⑯ 加入している労働保険	⑰ 特掲事業
	△20,000	△80,000	△100,000	(イ) 労働保険	(ロ) 雇用保険
				(イ) 該当する	(ロ) 該当しない
⑱ 事業主	(イ) 所在地	(ロ) 名称	⑲ 事業又は作業の種類	⑳ 郵便番号	㉑ 電話番号
			労働保険事務組合 北海道△△協同組合	×××-××××	(011)×××-0000
			(イ) 住所	札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇	
			(ロ) 名称	労働保険事務組合 北海道△△協同組合	
			(ハ) 氏名	会長 〇〇 〇〇	
			(イ) 代表者の氏名		

きりとり線(1枚目はきりはなさないで下さい。)

b 既納付額が確定保険料を上回り、還付が発生する場合

事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。2期の徴定額まで減額し更に残額がある場合、1期の滞納額を上限として減額します。

また、事業場との関係では還付金が発生しているので、保険料還付金額から一般拠出金を除いた額を事務組合保管額から還付します。

なお、一般拠出金は、概算減額訂正報告時に納付します。(P59参照)

概算1期滞納が減額訂正により消滅したので、納入事業場報告書を提出します。(P88参照)

【委託事業場】

申告済概算保険料	¥300,000	⇒ 減額金額	¥240,000		
確定保険料	¥60,000		うち1期	2期	3期
一般拠出金	¥200		¥20,000	¥100,000	¥100,000
			+ 還付 ¥20,000		

概算1期滞納	¥20,000	委託事業場	概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥100,000	概3期徴定額	¥100,000
			納付済	¥80,000				
滞納	¥20,000							
↓								
概1期徴定額	¥80,000		概2期徴定額	¥0	概3期徴定額	¥0		
納付済	¥80,000							
滞納	¥20,000							

↓ 保険料還付金額から一般拠出金に充当処理し
事務組合保管額から ¥19,800 委託事業場に還付

【事務組合】

申告済概算保険料	¥3,000,000	⇒ 減額金額	¥240,000		
一般拠出金	¥200		うち1期	2期	3期
(委託解除事業場にかかる分)			¥20,000	¥120,000	¥100,000

概算1期滞納	¥20,000	事務組合	概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥1,000,000	概3期徴定額	¥1,000,000
			納付済	¥980,000				
滞納	¥20,000							
↓								
概1期徴定額	¥980,000		概2期徴定額	¥880,000	概3期徴定額	¥900,000		
納付済	¥980,000		(納付書の額)		(納付書の額)			
滞納	¥20,000							

↓ 委託事業場への還付金から一般拠出金に充当処理し
事務組合保管額から ¥200 納付する

※滞納が解消された金額分の「納入事業場報告」を提出する。

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

④申告済概算保険料額		3,000,000 円	
④増加概算保険料額		△240,000 円	
⑤差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	200 円
⑥期別納付額	第1期	第2期	第3期
	△20,000 円	△120,000 円	△100,000 円
⑦加入している労働保険	(イ) 労災保険	(ロ) 雇用保険	⑧特掲事業
(イ) 所在地	(イ) 該当する (ロ) 該当しない		
⑨事業主	(イ) 住所	札幌市北区北〇条西〇丁目〇〇	
	(ロ) 名称	労働保険事務組合北海道△△協同組合	
	(ハ) 氏名	会長 〇〇 〇〇	
	(イ) 法人のときは (代表者の氏名)	記名押印又は署名	
		押印 不要	

さりとて線(1枚目はさりとてはなさないで下さい。)

(イ) 3期（訂正報告期間12月14日～28日、閉庁日の場合は翌開庁日）に提出する場合

a 既納付額が確定保険料を下回る場合

事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。

また、**一般拠出金は委託事業場から徴収し、概算減額訂正報告時に納付**します。
(P59参照)

【委託事業場】

申告済概算保険料	¥300,000	➡	減額金額	¥80,000	
確定保険料	¥220,000		(うち1期)	¥0	2期 ¥0 3期 ¥80,000)
一般拠出金	¥260				

		↓			
概算1期滞納	¥20,000		概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額 ¥100,000 概3期徴定額 ¥100,000
概算2期滞納	¥100,000		納付済	¥80,000	納付済 ¥0 滞納 ¥100,000
			滞納	¥20,000	滞納 ¥100,000
			↓		
			概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額 ¥100,000 概3期徴定額 ¥20,000
			納付済	¥80,000	納付済 ¥0 滞納 ¥100,000
			滞納	¥20,000	滞納 ¥100,000

一般拠出金を委託事業場から ¥260 徴収する

【事務組合】

申告済概算保険料	¥3,000,000	➡	減額金額	¥80,000	
一般拠出金	¥260		(うち1期)	¥0	2期 ¥0 3期 ¥80,000)
(委託解除事業場にかかる分)					

		↓			
概算1期滞納	¥20,000		概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額 ¥1,000,000 概3期徴定額 ¥1,000,000
概算2期滞納	¥100,000		納付済	¥980,000	納付済 ¥900,000 滞納 ¥100,000
			滞納	¥20,000	滞納 ¥100,000
			↓		
			概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額 ¥1,000,000 概3期徴定額 ¥920,000
			納付済	¥980,000	納付済 ¥900,000 (納付書の額)
			滞納	¥20,000	滞納 ¥100,000

委託事業場から徴収した一般拠出金 ¥260 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

④申告済概算保険料額		④申告済概算保険料額		3,000,000 円
⑤差引額		⑤増加概算保険料額		△80,000 円
⑥期別納付額		⑥期別納付額		260 円
⑦加入している労働保険		⑦加入している労働保険		(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険
⑧事業主		⑧事業又は作業の種類		労働保険事務組合 北海道△△協同組合
⑨所在地		⑨住所		札幌市北区北〇条西〇丁目〇〇
⑩名称		⑩名称		会長 〇〇 〇〇

さりとて線(1枚目はありはなさないで下さい。)

- b 既納付額が確定保険料を上回り、還付が発生する場合
 事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。2期は滞納額を上限として減額し、3期で残りの金額を上乗せして減額します。
 また、事業場との関係では還付金が発生しているので、保険料還付金額から一般拠出金を除いた額を事務組合保管額から還付します。
 なお、一般拠出金は、概算減額訂正報告時に納付します。(P59参照)
 概算2期滞納が減額訂正により消滅したので、納入事業場報告書を提出します。(P88参照)

【委託事業場】

申告済概算保険料 ¥300,000
 確定保険料 ¥180,000
 一般拠出金 ¥240

減額金額 ¥120,000
 (うち1期 ¥0 2期 ¥10,000 3期 ¥100,000)
 + 還付 ¥10,000

委託事業場	概1期徴定額 ¥100,000 納付済	概2期徴定額 ¥100,000 納付済 ¥90,000 滞納 ¥10,000	概3期徴定額 ¥100,000
	概1期徴定額 ¥100,000 納付済	概2期徴定額 ¥90,000 納付済 ¥90,000 滞納 ¥10,000	概3期徴定額 ¥0

↓
 保険料還付金額から一般拠出金に充当処理し
 事務組合保管額から ¥9,760 委託事業場に還付

【事務組合】

申告済概算保険料 ¥3,000,000
 一般拠出金 ¥240
 (委託解除事業場にかかる分)

減額金額 ¥120,000
 (うち1期 ¥0 2期 ¥10,000 3期 ¥110,000)

事務組合	概1期徴定額 ¥1,000,000 納付済	概2期徴定額 ¥1,000,000 納付済 ¥990,000 滞納 ¥10,000	概3期徴定額 ¥1,000,000
	概1期徴定額 ¥1,000,000 納付済	概2期徴定額 ¥990,000 納付済 ¥990,000 滞納 ¥10,000	概3期徴定額 ¥890,000 (納付書の額)

↓
 委託事業場への還付金から一般拠出金に充当処理し
 事務組合保管額から ¥240 納付する

- 概算2期滞納 ¥10,000
- 減額の内訳
- ①概3期 ¥100,000
 - ②概2期滞納分 ¥10,000
 - ③滞納解消後の残額 ¥10,000
- 概3期で減額
- ※滞納が解消された金額分の「納入事業場報告」を提出する。

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑨申告済概算保険料額		⑩申告済概算保険料額 3,000,000 円	
⑪増加概算保険料額 ⑩の(イ)～⑩の(ホ)		△120,000 円	
⑫一般拠出金 ⑫の(イ)～⑫の(ホ)		240 円	
⑬第1期又は第2期	⑭第2期	⑮第3期	⑯事業又は作業の種類
△10,000 円	△10,000 円	△110,000 円	労働保険事務組合 北海道△△協同組合
⑰加入している労働保険		⑱事業主	
(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険		(イ) 住所 (ロ) 名称 (ハ) 氏名	
(イ) 所在地 (ロ) 名称		札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇 労働保険事務組合 北海道△△協同組合 会長 〇〇 〇〇	

(4) 「概算減額訂正報告」時における一般拠出金の納付書記載例

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

取扱庁名 30840 北海道労働局 ※取扱庁番号 00075210 徴収勘定 労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 平成 年度

労働保険番号 01324930000-0000 ※CD 全部 一部 ※証券受領

※第3片裏面の注意事項をよく読んで、太線の枠内を記入して下さい。

納付の目的
 1. 平成 年度 概算 期
 2. 増加概算... 1 期別の表示 全期(1) 期... 2 期... 3 期... 4 期(※年度第1)
 3. 平成 年度 確定

住所 〒 ×××-××××
 札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇

氏名) 労働保険事務組合 北海道△△協同組合
 会長 ○○ ○○
 概算減額分 枝007~100円・枝080~136円

内訳
 労働保険料 ¥0
 一般拠出金 ¥236
 納付額(合計額) ¥236

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局 北海道労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

一般拠出金の額を記入します。
 ¥はYとしてください。

両端下部(斜線部分)を少し空け、一般拠出金を納付する事業場の枝番号を記入してください。(枝番号が複数ある場合は金額もそれぞれ記入)

概算減額訂正報告時に申告した一般拠出金については、2期又は3期納付分として送付される領収済通知書(納付書)に記載されないため、別途作成し、概算訂正報告関係書類提出後速やかに納付してください。

※金額欄以外は訂正可能です。訂正箇所を横線で抹消し、正しい内容を訂正箇所のそばに記入してください。訂正印は不要です。

10 末尾8の概算増額訂正報告について

(1) 申告書内訳及び特別加入者名簿記載例

組様式第6号(乙)

1枚のうち 1枚目

令和 年度確定 保険料申告書内訳
令和 〇〇 年度概算

(第2種特別加入保険料)
概算増額訂正報告

訂正内容を朱書で記入してください。

労働保険番号		府県		所掌	管轄		基幹番号					
011		011		01	93		00008					

① 労働 保険 番号 の 枝 番 号	② 事業(団体)の名称	③ 業種	④ 特別加 入者数	令和 年度確定保険料			令和〇〇 年度概算保険料			
				⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計	⑨ 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨)	
1	札幌〇×建設 一人親方組合	特2	48	千円		円	千円	18	円	2,408,994
合計							133,833			2,408,994
合 計							133,833			2,408,994

労働局用

適用事務様式 7

特別加入団体の特別加入者名簿

団体名 札幌〇×建設 一人親方組合 のNo. 1

① 番号	② 特別加入者の氏名	③ 労災法第33条 第3号に掲げ る者との関係	加入年月日 脱退年月日	第2種 特別加入 給付基礎 日額	給 付 基 礎 日 額			
					金 額 (変更年月日)	金 額 (変更年月日)	金 額 (変更年月日)	金 額 (変更年月日)
48	親方 太郎	(主) 家族	〇〇・△△・××	円 10,000	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)

新規加入者の氏名、加入年月日、日額等を記入してください。

(2) 第2種特別加入保険料算定基礎額集計表記載例

第2種特別加入保険料算定基礎額集計表

概算増額訂正報告

年度確定
○○ 年度概算

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基 幹 番 号	枝番号
	0 1	1	0 1	9 3 0 0 0 8	0 0 1

給付基礎日額	保険料算定基礎額	年度確定保険料		○○ 年度概算保険料	
		特別加入者数	保険料算定基礎額計	特別加入者数	保険料算定基礎額計
25,000円	9,125,000円				
20,000円	7,300,000円				
18,000円	6,570,000円				
16,000円	5,840,000円				
14,000円	5,110,000円			3	15,330,000
12,000円	4,380,000円				
10,000円	3,650,000円			15	54,750,000
9,000円	3,285,000円			1	2,433,336
8,000円	2,920,000円			7	20,440,000
7,000円	2,555,000円				
6,000円	2,190,000円			2	4,380,000
5,000円	1,825,000円			20	36,500,000
4,000円	1,460,000円				
3,500円	1,277,500円				
小 計	特例計算以外の者			47人	131,400,000円
	特例計算の者			1人	2,433,336円
合 計				48人	133,833,336円
保険料算定基礎額総計					133,833千円

朱書きしてください。

概算増額後の総額を集計して記入してください。

日額10,000円で8/1からの新規加入の場合 (2,433,336円)

円単位まで合計した後に、千円未満を切り捨ててください。

(注) 上段には特例計算者以外の者
下段には特例計算の者を記載すること

事業(団体)の 所在地 札幌市北区北〇条西×丁目
名称 札幌〇×建設 一人親方組合

労働保険事務組合の 所在地 札幌市北区北〇条西×丁目
名称 北海道△△協同組合

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

ゴム印可

11 末尾8の概算減額訂正報告について

(1) 申告書内訳及び特別加入者名簿記載例

組様式第6号(乙)

1枚のうち 1枚目

令和 年度確定 保険料申告書内訳
令和 〇〇 年度概算

(第2種特別加入保険料)
概算減額訂正報告

訂正内容を**朱書**で記入してください。

労働保険番号		府県	所掌	管轄	基幹番号							
011		01	1	01	9300008							
①	②	③	④	令和 年度確定保険料			令和〇〇 年度概算保険料					
労働保険番号の枝番号	事業(団体)の名称	業種	特別加入者数	⑤ 保険料算定基礎額総計	⑥ 第2種特別加入保険料率(1000分の)	⑦ 第2種特別加入保険料(⑤×⑥)	⑧ 保険料算定基礎額総計	⑨ 第2種特別加入保険料率(1000分の)	⑩ 第2種特別加入保険料(⑧×⑨)			
1	札幌〇×建設 一人親方組合	特2	48	千円		円	千円	18	円			
							132,464		2,384,352			
合計							132,464		2,384,352			
合 計							132,464		2,384,352			

概算減額後の総額を記入してください。

労働局用

適用事務様式 7

特別加入団体の特別加入者名簿

団体名 札幌〇×建設 一人親方組合 のNo. 1

① 番号	② 特別加入者の氏名	③ 労災法第33条第3号に掲げる者との関係	加入年月日 脱退年月日	第2種特別加入 給付基礎 額	給 付 基 礎 日 額			
					金 額 (変更年月日)	金 額 (変更年月日)	金 額 (変更年月日)	金 額 (変更年月日)
1	労働 一郎	(主)家族	〇〇・△△・×× 〇〇・△△・××	5,000	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
2	雇用 花子	(主)家族	〇〇・△△・×× 〇〇・△△・××	5,000	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族	・		(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)

脱退者の氏名、加入・脱退年月日、日額等を記入してください。

(2) 第2種特別加入保険料算定基礎額集計表記載例

第2種特別加入保険料算定基礎額集計表

概算減額訂正報告

年度確定
○○ 年度概算

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基 幹 番 号	枝番号
	0 1	1 0	1 9	3 0 0 0 8	0 0 1

給付基礎日額	保険料算定基礎額	年度確定保険料		○○ 年度概算保険料	
		特別加入者数	保険料算定基礎額計	特別加入者数	保険料算定基礎額計
25,000円	9,125,000円				
20,000円	7,300,000円				
18,000円	6,570,000円				
16,000円	5,840,000円				
14,000円	5,110,000円			3	15,330,000
12,000円	4,380,000円				
10,000円	3,650,000円			15	54,750,000
9,000円	3,285,000円			1	2,433,336
8,000円	2,920,000円			7	20,440,000
7,000円	2,555,000円				
6,000円	2,190,000円			2	4,380,000
5,000円	1,825,000円			18	32,850,000
4,000円	1,460,000円			2	2,281,260
3,500円	1,277,500円				
小 計	特例計算以外の者			45 人	127,750,000 円
	特例計算の者			3 人	4,714,596 円
合 計				48 人	132,464,596 円
保険料算定基礎額総計					132,464 千円

朱書きしてください。

概算減額後の総額を集計して記入してください。

日額5,000円で
10/31脱退 1名(7か月=1,064,588円)
11/20脱退 1名(8か月=1,216,672円)

円単位まで合計した後に、千円未満を切り捨ててください。

(注) 上段には特例計算者以外の者
下段には特例計算の者を記載すること

事業(団体)の所在地 札幌市北区北〇条西×丁目
名称 札幌〇×建設 一人親方組合

労働保険事務組合の所在地 札幌市北区北〇条西×丁目
名称 北海道△△協同組合

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

ゴム印可